

# 福島県の市町村の連携状況

平成12年1月

シンクタンクふくしま

## 目 次

I. 市町村の広域的な連携状況 .....	4
1. 各種広域行政等地域体制 .....	4
(1) 郡 .....	4
(2) 旧郡 .....	6
(3) 広域市町村圏 .....	8
(4) し尿処理に関する一部事務組合 .....	10
(5) ごみ処理に関する一部事務組合 .....	12
(6) 消防に関する一部事務組合 .....	14
(7) 火葬場に関する一部事務組合 .....	16
(8) 上水道に関する一部事務組合（給水エリア） .....	18
(9) 要介護認定事務の広域的対応 .....	20
2. 各種計画等地域体制 .....	22
(1) 地方生活圏 .....	22
(2) ごみ処理広域化計画区域 .....	24
(3) 地域保健医療圏 .....	26
(4) 高齢者保健福祉計画区域 .....	28
(5) ふくしま新世紀プラン計画区分 .....	30
3. 国・県機関等地域体制 .....	32
(1) 税務署所管区域 .....	32
(2) 保健所所管区域 .....	34
(3) 警察署所管区域 .....	36
4. 生活の一体性に関する指標等の圏域 .....	38
(1) 公立高等学校通学区域 .....	38
(2) 通勤圏（10％圏域） .....	40
(3) 通勤圏（20％圏域） .....	42
(4) 通学圏（20％圏域） .....	44
(5) 通学圏（50％圏域） .....	46
(6) 通院圏（10％圏域） .....	48
(7) 通院圏（20％圏域） .....	50
(8) 通院圏（50％圏域） .....	52
(9) 商圏（背広・スーツ）（10％圏域） .....	54
(10) 商圏（背広・スーツ）（20％圏域） .....	56
(11) 商圏（背広・スーツ）（50％圏域） .....	58
(12) 商圏（食料品）（20％圏域） .....	60
(13) 商圏（食料品）（50％圏域） .....	62
(14) 家族連れの外出圏（20％圏域） .....	64
(15) 家族連れの外出圏（50％圏域） .....	66

(16) JA管轄区域.....	68
<b>II. 市町村の広域的なまとまりの抽出.....</b>	<b>71</b>
1. 市町村の広域的なまとまりを抽出する目的・手法.....	71
(1) 抽出の目的.....	71
(2) 抽出の手法.....	71
(3) 抽出に用いた指標.....	72
(4) 距離の尺度.....	73
(5) クラスタ間距離測定方法.....	73
(6) 利用上の注意点.....	73
2. 市町村の広域的なまとまりの状況.....	76
(1) 市町村の広域的なまとまりの抽出結果.....	76
(2) 抽出結果の利用上の留意点について.....	76
3. 抽出結果.....	77
(1) 行政指標.....	77
(2) 生活指標に基づく分析の結果.....	81
(3) 全指標に基づく分析の結果.....	85

## I. 市町村の広域的な連携状況

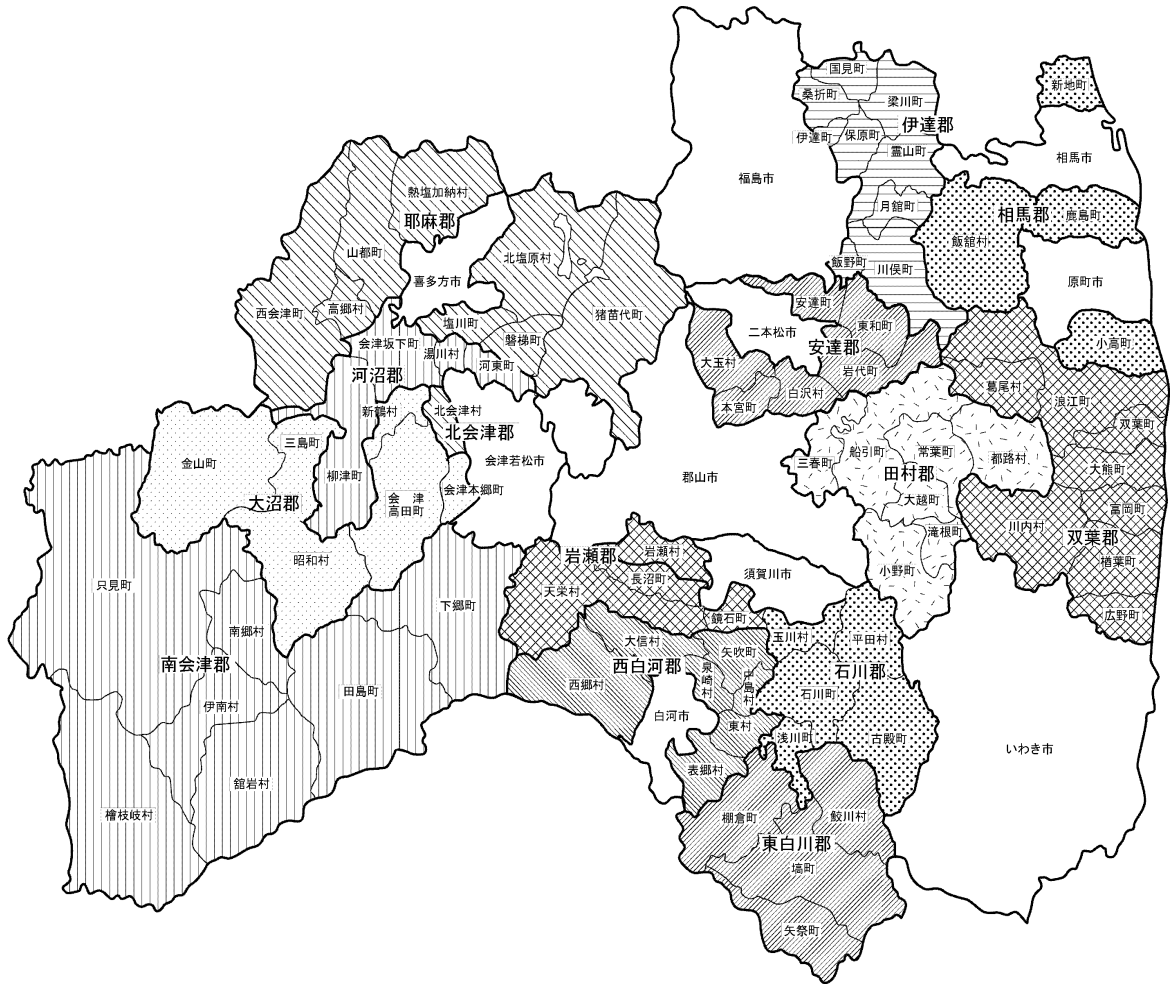
### 1. 各種広域行政等地域体制

#### (1) 郡

現在の郡を構成する市町村の範囲。

伊達郡	桑折町、伊達町、国見町、梁川町、保原町、霊山町、月館町、川俣町、飯野町
安達郡	安達町、大玉村、本宮町、白沢村、岩代町、東和町
岩瀬郡	長沼町、鏡石町、岩瀬村、天栄村
南会津郡	田島町、下郷町、館岩村、檜枝岐村、伊南村、南郷村、只見町
北会津郡	北会津村
耶麻郡	熱塩加納村、北塩原村、塩川町、山都町、西会津町、高郷村、磐梯町、猪苗代町
河沼郡	会津坂下町、湯川村、柳津町、河東町
大沼郡	会津高田町、会津本郷町、新鶴村、三島町、金山町、昭和村
西白河郡	西郷村、表郷村、東村、泉崎村、中島村、矢吹町、大信村
東白川郡	棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村
石川郡	石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町
田村郡	三春町、小野町、滝根町、大越町、都路村、常葉町、船引町
双葉郡	広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村
相馬郡	新地町、鹿島町、小高町、飯館村

郡



## (2) 旧郡

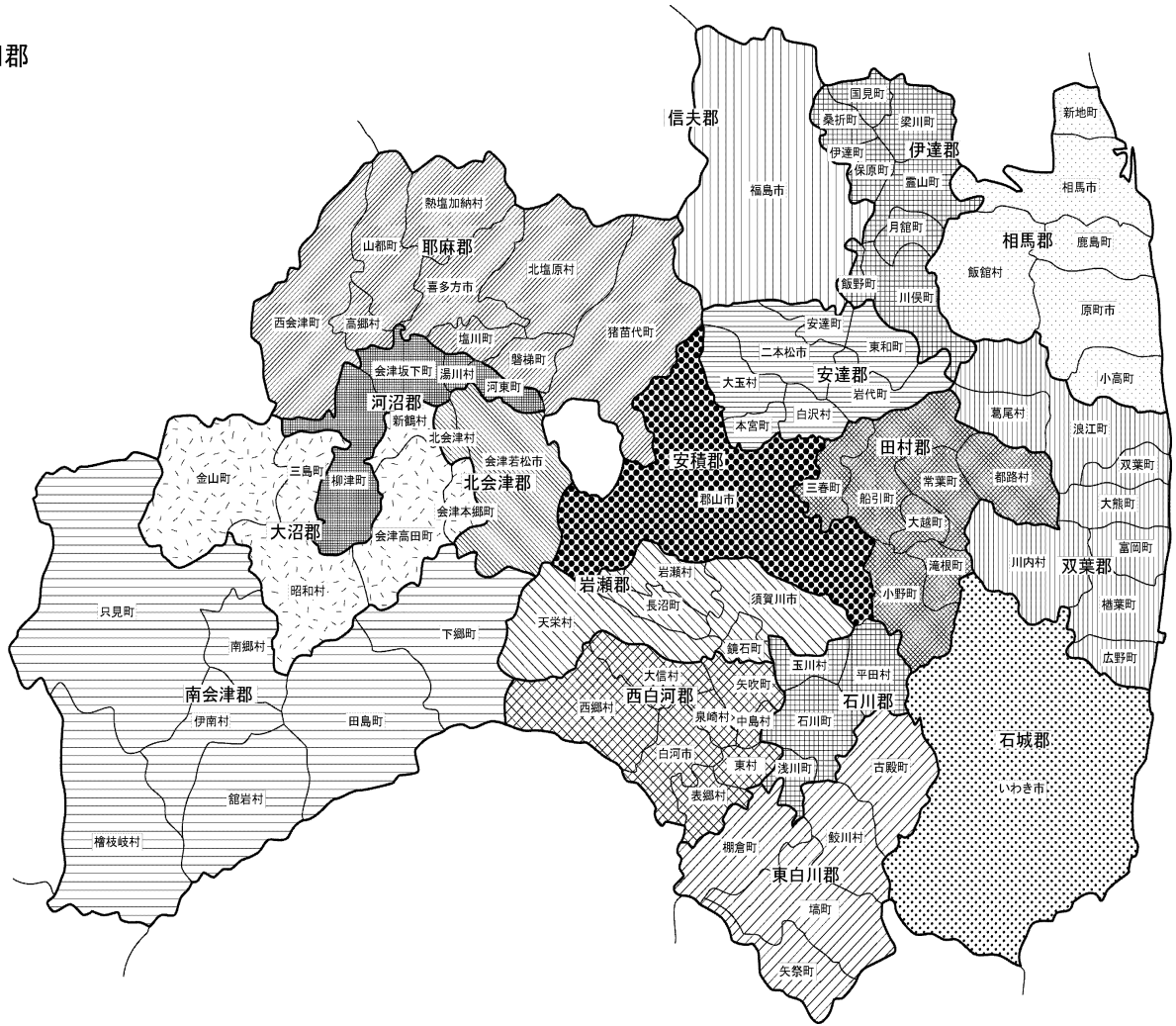
明治29年現在の旧郡の範囲を現在の市町村にあてはめたものである。

市町村合併に伴い、旧郡の境界も変更されているため、一つの市町村で、二つの旧郡にまたがる地域もある。(例：高郷村、郡山市等)

信夫郡	福島市(福島市には旧伊達郡と旧安達郡の一部を含む)
伊達郡	桑折町、伊達町、国見町、梁川町、保原町、霊山町、月舘町、川俣町(川俣町には旧安達郡の一部を含む)、飯野町
安達郡	二本松市、安達町(安達町には旧信夫郡の一部を含む)、大玉村、本宮町、白沢村、岩代町、東和町
安積郡	郡山市(郡山市には旧田村郡の一部を含む)
岩瀬郡	須賀川市(須賀川市には旧石川郡の一部を含む)、長沼町、鏡石町(鏡石町には旧石川郡の一部を含む)、岩瀬村、天栄村
南会津郡	田島町、下郷村、舘岩村、檜枝岐村、伊南村、南郷村、只見町
北会津郡	会津若松市(会津若松市には旧大沼郡と旧河沼郡の一部を含む)、北会津村(北会津村には大沼郡の一部を含む)
耶麻郡	喜多方市、熱塩加納村、北塩原村、塩川町(塩川町には河沼郡の一部を含む)、山都町(山都町には河沼郡の一部を含む)、西会津町(西会津町には河沼郡の一部を含む)、高郷村(高郷村には河沼郡の一部を含む)、磐梯町、猪苗代町
河沼郡	会津坂下町、湯川村(湯川村には北会津郡の一部を含む)、柳津町(柳津町には大沼郡の一部を含む)、河東町
大沼郡	会津高田町(会津高田町には北会津郡の一部を含む)、会津本郷町(会津本郷町には北会津郡の一部を含む)、新鶴村、三島町、金山町、昭和村
西白河郡	白河市、西郷村、表郷村、東村、泉崎村、中島村、矢吹町(矢吹町には岩瀬郡の一部を含む)、大信村(大信村には岩瀬郡の一部を含む)
東白川郡	棚倉町(棚倉町には西白河郡の一部を含む)、矢祭町、塙町、鮫川村、古殿町
石川郡	石川町、玉川村(玉川村には岩瀬郡の一部を含む)、平田村、浅川町(浅川町には西白河郡の一部を含む)
田村郡	三春町(三春町には安積郡の一部を含む)、小野町、滝根町、大越町、都路村、常葉町、船引町
岩城郡	いわき市(いわき市には旧双葉郡の一部を含む)
双葉郡	広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村
相馬郡	相馬市、原町市、新地町、鹿島町、小高町、飯館村

(「福島県市町村沿革」、「市町村合併便覧」に基づき作成)

旧郡



### (3) 広域市町村圏

現在の広域市町村圏を構成する市町村の範囲。

広域市町村圏は、住民の日常生活圏域の広域化に対応し、モータリゼーション等を背景として形成されつつある都市及び周辺農山漁村地域を一体とする日常生活圏を場として地域の振興整備を進めるために設けられたものである。

福島県内には9地域設定されている。(いわき市は広域市町村圏には含まれていない。)

福島地方広域行政事務組合	福島市、桑折町、伊達町、国見町、梁川町、保原町、霊山町、月舘町、川俣町、飯野町
安達地方広域行政組合	二本松市、安達町、大玉村、本宮町、白沢村、岩代町、東和町
郡山地方広域市町村圏組合	郡山市、須賀川市、長沼町、鏡石町、岩瀬村、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、滝根町、大越町、都路村、常葉町、船引町
白河地方広域市町村圏整備組合	白河市、西郷村、表郷村、東村、泉崎村、中島村、矢吹町、大信村、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村
会津地方広域市町村圏整備組合	会津若松市、北会津村、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、河東町、会津高田町、会津本郷町、新鶴村、三島町、金山町、昭和村
喜多方地方広域市町村圏整備組合	喜多方市、熱塩加納村、北塩原村、塩川町、山都町、西会津町、高郷村
南会津地方広域市町村圏組合	田島町、下郷町、舘岩村、檜枝岐村、伊南村、南郷村、只見町
相馬地方広域市町村圏組合	原町市、相馬市、新地町、鹿島町、小高町、飯舘村
双葉地方広域市町村圏組合	広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村



広域市町村圏



(4) し尿処理に関する一部事務組合

現在のし尿処理に関する一部事務組合を構成する市町村の範囲。

伊達地方衛生処理組合	福島市、桑折町、伊達町、国見町、梁川町、保原町、霊山町、月舘町
安達地方広域行政組合	二本松市、安達町、大玉村、本宮町、白沢村、岩代町、東和町
須賀川地方保健環境組合	須賀川市、長沼町、鏡石町、岩瀬村、天栄村
石川地方生活環境施設組合	石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町
西白河地方衛生処理一部事務組合	白河市、西郷村、表郷村、東村、泉崎村、中島村、矢吹町、大信村
東白衛生組合	棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村
田島下郷衛生組合	田島町、下郷町
会津地区広域事業組合	会津若松市、北会津村、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、河東町、会津高田町、会津本郷町、新鶴村、柳津町、三島町、金山町、昭和村
三島町他二町一ヶ村衛生処理組合	柳津町、三島町、金山町、昭和村
喜多方地方広域市町村圏組合	喜多方市、熱塩加納村、北塩原村、塩川町、山都町、西会津町、高郷村
西部環境衛生組合	舘岩村、伊南村、南郷村、只見町
原町方部環境衛生組合	原町市、鹿島町、小高町、飯舘村
相馬方部衛生組合	相馬市、新地町
双葉地方広域市町村組合	広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村
川俣方部衛生処理組合	福島市、川俣町、飯野町
田村地方町村衛生処理組合	三春町、小野町、滝根町、大越町、都路村、常葉町、船引町

\* 福島市は、伊達地方衛生処理組合、川俣方部衛生処理組合の両方の構成市町村となっている。

\* 柳津町、三島町、金山町、昭和村は、会津地区広域事業組合、三島町他二町一ヶ村衛生処理組合の両方の構成市町村となっている。

し尿処理に関する一部事務組合



(5) ごみ処理に関する一部事務組合

現在のごみ処理に関する一部事務組合を構成する市町村の範囲。

伊達地方衛生処理組合	福島市、桑折町、伊達町、国見町、梁川町、保原町、霊山町、月舘町、川俣町、飯野町
安達地方広域行政組合	二本松市、安達町、大玉村、本宮町、白沢村、岩代町、東和町
田村東部環境衛生組合	小野町、滝根町、大越町
須賀川地方保健環境組合	須賀川市、長沼町、鏡石町、岩瀬村、天栄村
石川地方生活環境施設組合	石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町
西白河地方衛生処理一部事務組合	白河市、西郷村、表郷村、東村、泉崎村、中島村、矢吹町、大信村
東白衛生組合	棚倉町、矢祭町、埴町、鮫川村
田島下郷衛生組合	田島町、下郷町
会津地区広域事業組合	会津若松市、北会津村、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、河東町、会津高田町、会津本郷町、新鶴村
三島町他二町一ヶ村衛生処理組合	柳津町、三島町、金山町、昭和村
喜多方地方広域市町村圏組合	喜多方市、熱塩加納村、北塩原村、塩川町、山都町、西会津町、高郷村
西部環境衛生組合	舘岩村、檜枝岐村、伊南村、南郷村、只見町
原町方部環境衛生組合	原町市、鹿島町、小高町、飯舘村
相馬方部衛生組合	相馬市、新地町
双葉地方広域市町村圏組合	広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村

ごみ処理に関する一部事務組合



(6) 消防に関する一部事務組合

現在の消防に関する一部事務組合を構成する市町村の範囲。

伊達地方消防組合	桑折町、伊達町、国見町、梁川町、保原町、霊山町、月舘町、川俣町、飯野町
安達地方広域行政組合	二本松市、安達町、大玉村、本宮町、白沢村、岩代町、東和町
郡山地方広域消防組合	郡山市、三春町、小野町、滝根町、大越町、都路村、常葉町、船引町
須賀川地方広域消防組合	須賀川市、長沼町、鏡石町、岩瀬村、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町
白河地方広域市町村圏整備組合	白河市、西郷村、表郷村、東村、泉崎村、中島村、矢吹町、大信村、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村
喜多方地方広域市町村圏組合	喜多方市、熱塩加納村、北塩原村、塩川町、山都町、西会津町、高郷村
会津若松地方広域市町村圏整備組合	会津若松市、北会津村、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、河東町、会津高田町、会津本郷町、新鶴村、三島町、金山町、昭和村
南会津地方広域市町村圏組合	田島町、下郷町、舘岩村、檜枝岐村、伊南村、南郷村、只見町
相馬地方広域市町村圏組合	原町市、相馬市、新地町、鹿島町、小高町、飯舘村
双葉地方広域市町村圏組合	広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村

消防に関する一部事務組合



(7) 火葬場に関する一部事務組合

現在の火葬場に関する一部事務組合を構成する市町村の範囲。

保原町外三町斎場組合	梁川町、保原町、靈山町、月舘町
須賀川地方保健環境組合	須賀川市、長沼町、鏡石町、岩瀬村、天栄村
石川地方生活環境施設組合	石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町
喜多方地方広域市町村圏組合	喜多方市、熱塩加納村、北塩原村、塩川町、山都町、西会津町、高郷村
田島・下郷町衛生組合	田島町、下郷町
西部環境衛生組合	館岩村、伊南村、南郷村、只見町
相馬方部衛生組合	相馬市、新地町
原町方部環境衛生組合	原町市、鹿島町、小高町、飯館村
双葉地方広域市町村圏組合	広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村
東白衛生処理組合	棚倉町、矢祭町、埴町、鮫川村
矢吹町、泉崎村、中島村及び大信村火葬場協議会	泉崎村、中島村、矢吹町、大信村
桑折町伊達町国見町火葬場協議会	桑折町、伊達町、国見町



火葬場に関する一部事務組合



(8) 上水道に関する一部事務組合（給水エリア）

現在の水供給企業団等を構成する市町村の範囲。

福島地方水道用水供給企業団	福島市、桑折町、伊達町、国見町、梁川町、保原町、霊山町、月舘町、川俣町、飯野町、安達町、東和町
県中地域水道用水供給企業団	郡山市、須賀川市、鏡石町、石川町、玉川村、平田村、浅川町
白河地方水道用水供給企業団	白河市、西郷村、表郷村、東村、泉崎村、中島村、矢吹町、大信村
喜多方地方水道用水供給企業団	喜多方市、熱塩加納村、塩川町
会津若松地方水道用水供給企業団	会津若松市、北会津村、会津坂下町、会津高田町、会津本郷町、新鶴村
相馬地方広域水道企業団	相馬市、新地町、鹿島町
双葉地方広域水道用水供給企業団	広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町

上水道に関する一部事務組合(給水エリア)



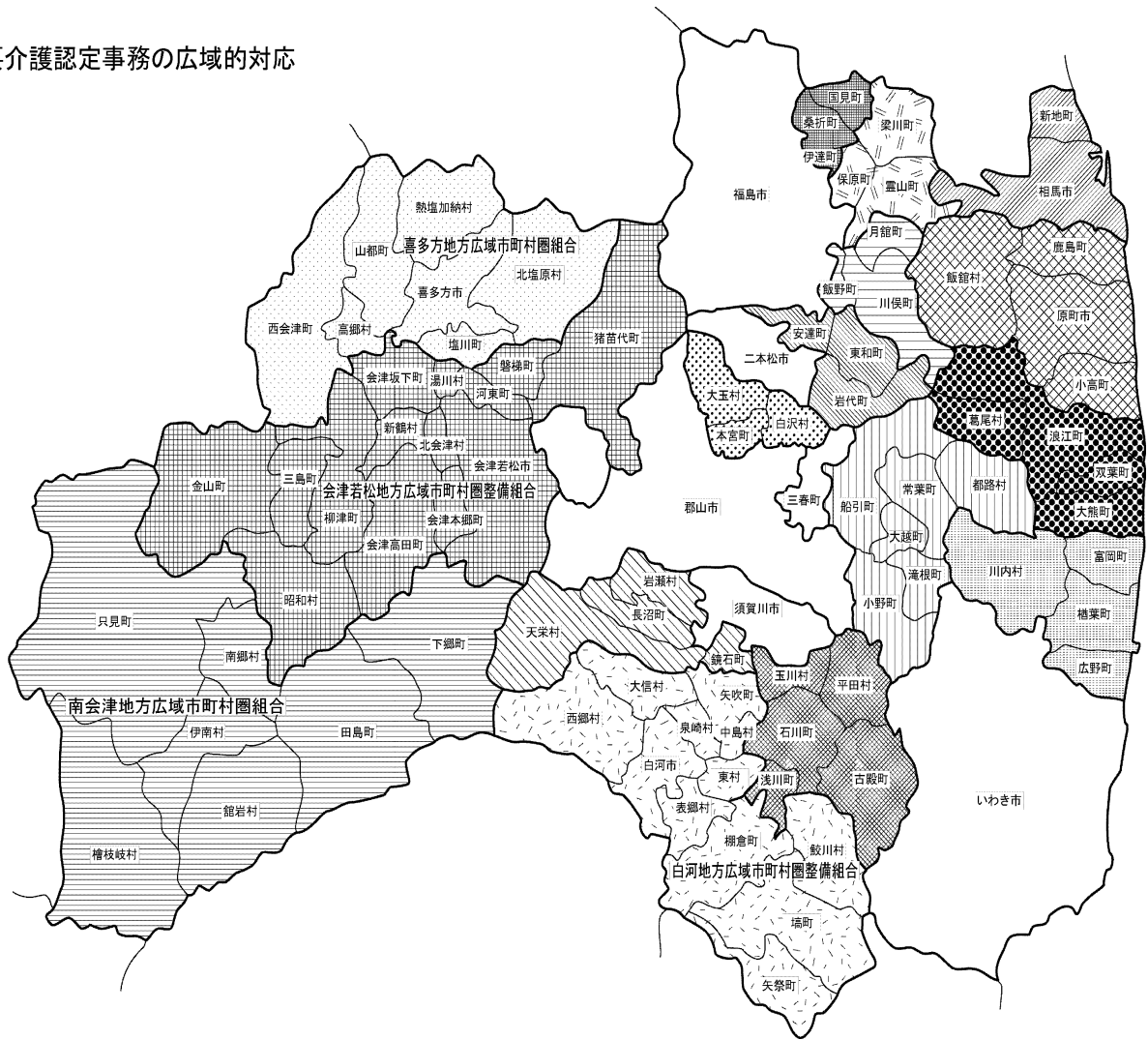
(9) 要介護認定事務の広域的対応

介護保険における要介護認定事務（介護認定審査会）の広域的対応の範囲。形態としては、それぞれの市町村が単独で行う形態、複数の市町村による機関の共同設置の形態、広域市町村圏組合で行う形態、以上の3形態がある。

(単独)	福島市
(単独)	二本松市
(機関の共同設置)	桑折町、伊達町、国見町
(機関の共同設置)	梁川町、保原町、霊山町
(機関の共同設置)	川俣町、月舘町、飯野町
(機関の共同設置)	安達町、岩代町、東和町
(機関の共同設置)	本宮町、大玉村、白沢村
(単独)	郡山市
(単独)	須賀川市
(単独)	三春町
(機関の共同設置)	鏡石町、長沼町、岩瀬村、天栄村
(機関の共同設置)	石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町
(機関の共同設置)	船引町、小野町、滝根町、大越町、都路村、常葉町
白河地方広域市町村圏整備組合	白河市、棚倉町、矢祭町、埴町、鮫川村、東村、西郷村、表郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、大信村
会津若松地方広域市町村圏整備組合	会津若松市、北会津村、磐梯町、猪苗代町、河東町、会津坂下町、湯川村、柳津町、会津高田町、会津本郷町、新鶴村、金山町、三島町、昭和村
喜多方地方広域市町村圏組合	喜多方市、熱塩加納村、北塩原村、塩川町、山都町、高郷村、西会津町
南会津地方広域市町村圏組合	田島町、下郷町、舘岩村、檜枝岐村、南郷村、伊南村、只見町
(機関の共同設置)	相馬市、新地町
(機関の共同設置)	原町市、鹿島町、小高町、飯舘村
(機関の共同設置)	富岡町、広野町、檜葉町、川内村
(機関の共同設置)	浪江町、大熊町、双葉町、葛尾村
(単独)	いわき市

\*左の地図では、(単独)の市町村は、白抜きで表示されている。

要介護認定事務の広域的対応



## 2. 各種計画等地域体制

### (1) 地方生活圏

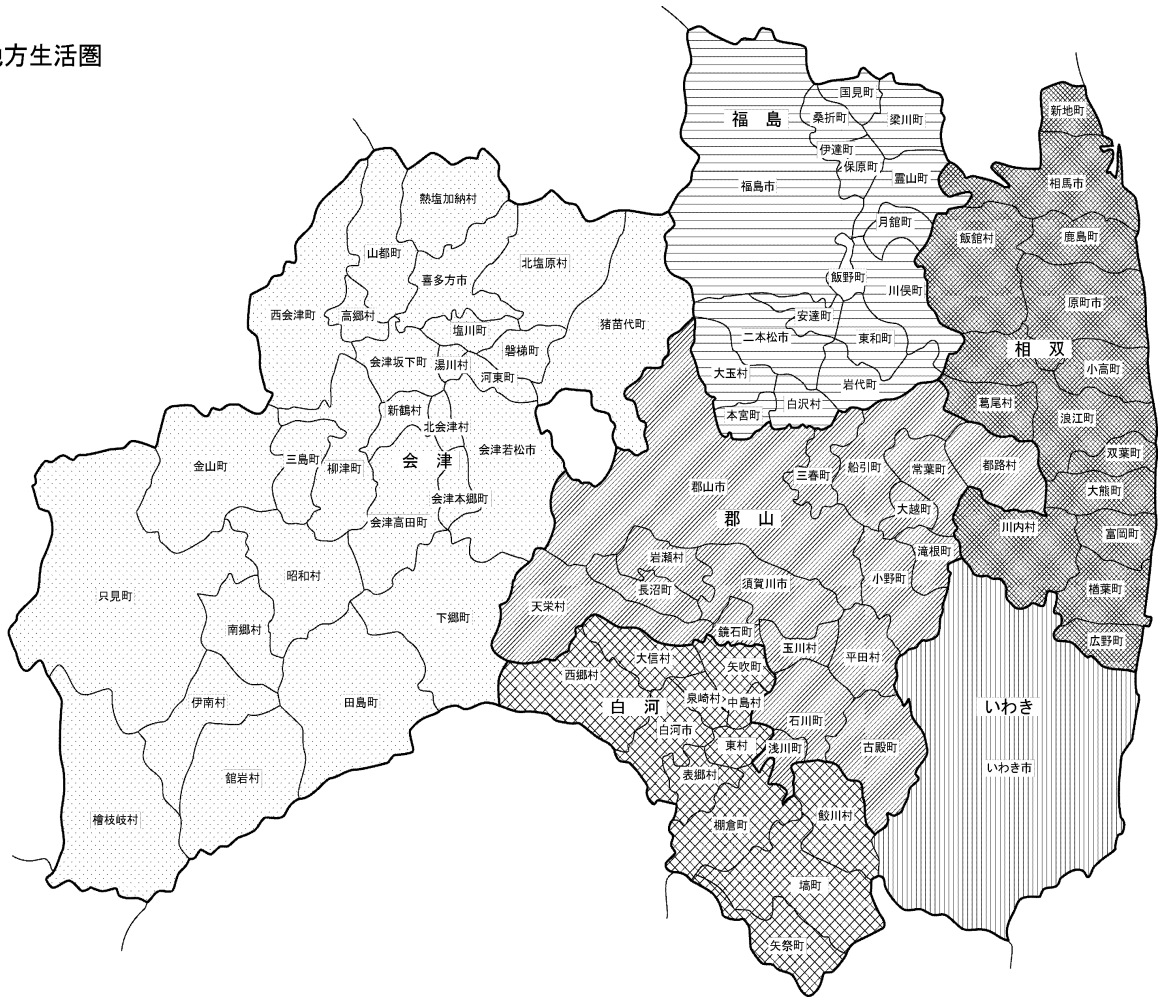
都道府県建設省所管施設整備基本計画における地方生活圏の範囲（建設省）。

地方生活圏は、都市化と広域化に対応しつつ過密過疎問題を解決し、国土の均衡ある発展を図り、住民があまねく高度の生活水準を享受するようにするために、幹線交通網の整備等と併せて地方住民の基礎的生活条件の確保を図ることを目的に設定された。”

福島	福島市、二本松市、桑折町、伊達町、国見町、梁川町、保原町、霊山町、月舘町、川俣町、飯野町、安達町、大玉村、本宮町、白沢村、岩代町、東和町
郡山	郡山市、須賀川市、長沼町、鏡石町、岩瀬村、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、滝根町、大越町、都路村、常葉町、船引町
白河	白河市、西郷村、表郷村、東村、泉崎村、中島村、矢吹町、大信村、棚倉町、矢祭町、埴町、鮫川村
会津	会津若松市、喜多方市、田島町、下郷町、舘岩村、檜枝岐村、伊南村、南郷村、只見町、北会津村、熱塩加納村、北塩原村、塩川町、山都町、西会津町、高郷村、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、河東町、会津高田町、会津本郷町、新鶴村、三島町、金山町、昭和村
いわき	いわき市
相双	原町市、相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、鹿島町、小高町、飯館村

（「平成9年地方生活圏設定一覧」に基づき作成）

地方生活圏



## (2) ごみ処理広域化計画区域

福島県ごみ処理広域化計画に基づく広域化ブロックの範囲。

福島県ごみ処理広域化計画は、ごみ焼却施設の集約化を推進するほか、必要に応じその他のごみ処理施設、一般廃棄物最終処分場等についても集約化することにより、今後の市町村等の一般廃棄物処理事業の広域的な対応の新たな枠組みとなるものであり、広域化ブロックは、最低でも処理能力 100t/日以上（できる限り 300t/日以上）の全連続式ごみ焼却施設を設置できる規模を目指すものである。

県北	福島市、二本松市、桑折町、伊達町、国見町、梁川町、保原町、霊山町、月舘町、川俣町、飯野町、安達町、大玉村、本宮町、白沢村、岩代町、東和町
県中	郡山市、須賀川市、長沼町、鏡石町、岩瀬村、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、滝根町、大越町、都路村、常葉町、船引町
県南	白河市、西郷村、表郷村、東村、泉崎村、中島村、矢吹町、大信村、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村
会津	会津若松市、喜多方市、田島町、下郷町、舘岩村、檜枝岐村、伊南村、南郷村、只見町、北会津村、熱塩加納村、北塩原村、塩川町、山都町、西会津町、高郷村、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、河東町、会津高田町、会津本郷町、新鶴村、三島町、金山町、昭和村
相馬	原町市、相馬市、新地町、鹿島町、小高町、飯舘村
双葉	広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村
いわき	いわき市

(「福島県ごみ処理広域化計画 福島県生活環境部」に基づき作成)





### (3) 地域保健医療圏

第三次福島県保健医療計画（改訂）に基づく地域保健医療圏の範囲。

地域保健医療圏は、高度・特殊な保健医療サービスを除き、原則として入院医療及び専門外来医療並びに専門的、広域的な保健サービスを提供する区域とされている。

県北	福島市、二本松市、桑折町、伊達町、国見町、梁川町、保原町、霊山町、月舘町、川俣町、飯野町、安達町、大玉村、本宮町、白沢村、岩代町、東和町
県中	郡山市、須賀川市、長沼町、鏡石町、岩瀬村、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、滝根町、大越町、都路村、常葉町、船引町
県南	白河市、西郷村、表郷村、東村、泉崎村、中島村、矢吹町、大信村、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村
会津	会津若松市、喜多方市、北会津村、熱塩加納村、北塩原村、塩川町、山都町、西会津町、高郷村、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、河東町、会津高田町、会津本郷町、新鶴村、三島町、金山町、昭和村
南会津	田島町、下郷町、舘岩村、檜枝岐村、伊南村、南郷村、只見町
相双	原町市、相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、鹿島町、小高町、飯舘村
いわき	いわき市

（「第三次福島県保健医療計画（改訂） 平成10年3月 福島県」に基づき作成）



#### (4) 高齢者保健福祉計画区域

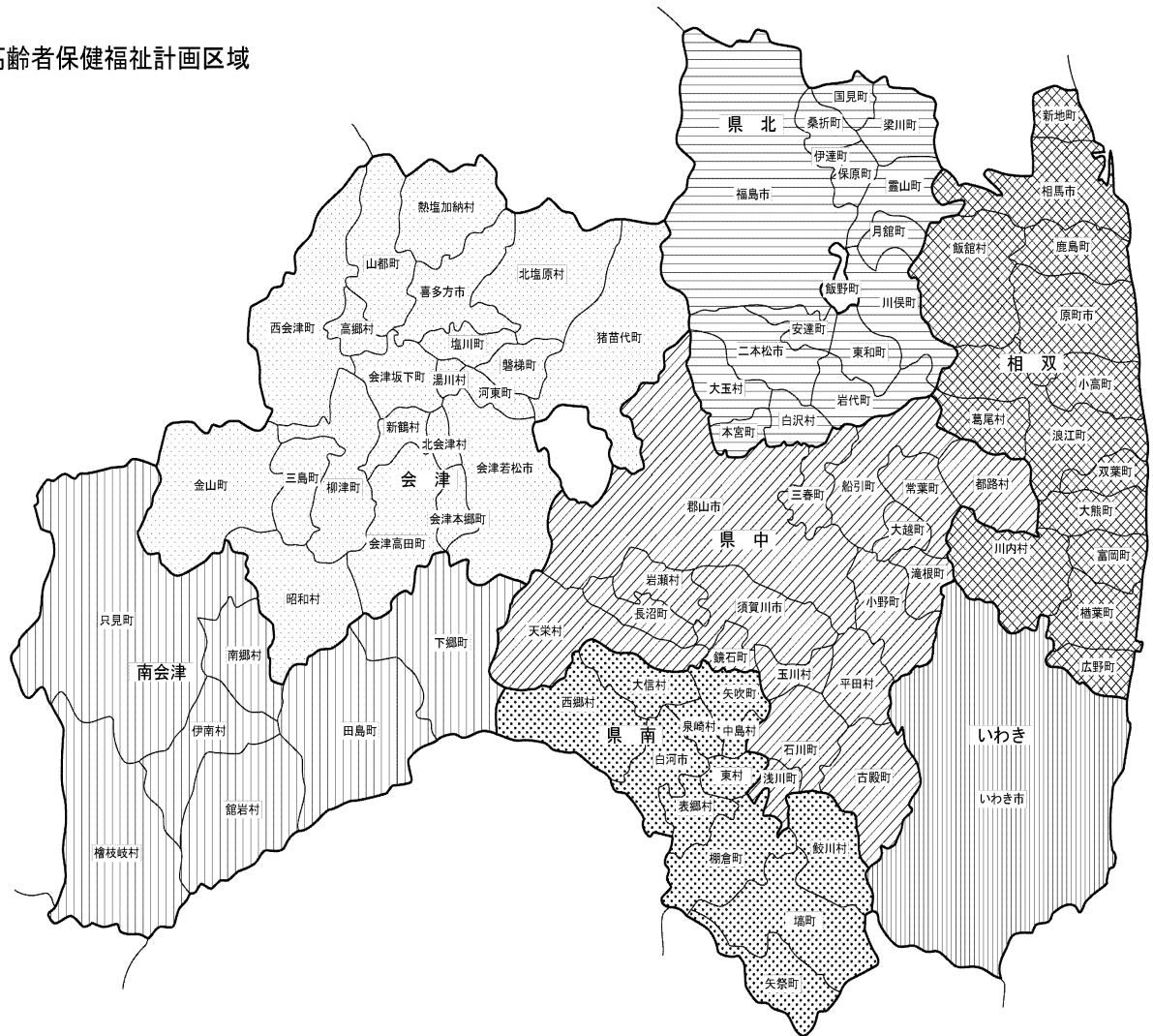
福島県高齢者保健福祉計画に基づく保健福祉圏域の範囲。

保健福祉圏域は、市町村の区域を越えた広域的な見地から、各市町村の均衡あるサービス提供水準の確保を図るため、設定されたものである。

県北	福島市、二本松市、桑折町、伊達町、国見町、梁川町、保原町、霊山町、月舘町、川俣町、飯野町、安達町、大玉村、本宮町、白沢村、岩代町、東和町
県中	郡山市、須賀川市、長沼町、鏡石町、岩瀬村、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、滝根町、大越町、都路村、常葉町、船引町
県南	白河市、西郷村、表郷村、東村、泉崎村、中島村、矢吹町、大信村、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村
会津	会津若松市、喜多方市、北会津村、熱塩加納村、北塩原村、塩川町、山都町、西会津町、高郷村、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、河東町、会津高田町、会津本郷町、新鶴村、三島町、金山町、昭和村
南会津	田島町、下郷町、舘岩村、檜枝岐村、伊南村、南郷村、只見町
相双	原町市、相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、鹿島町、小高町、飯舘村
いわき	いわき市

(「福島県高齢者保健福祉計画 平成5年3月 福島県」に基づき作成)

高齢者保健福祉計画区域



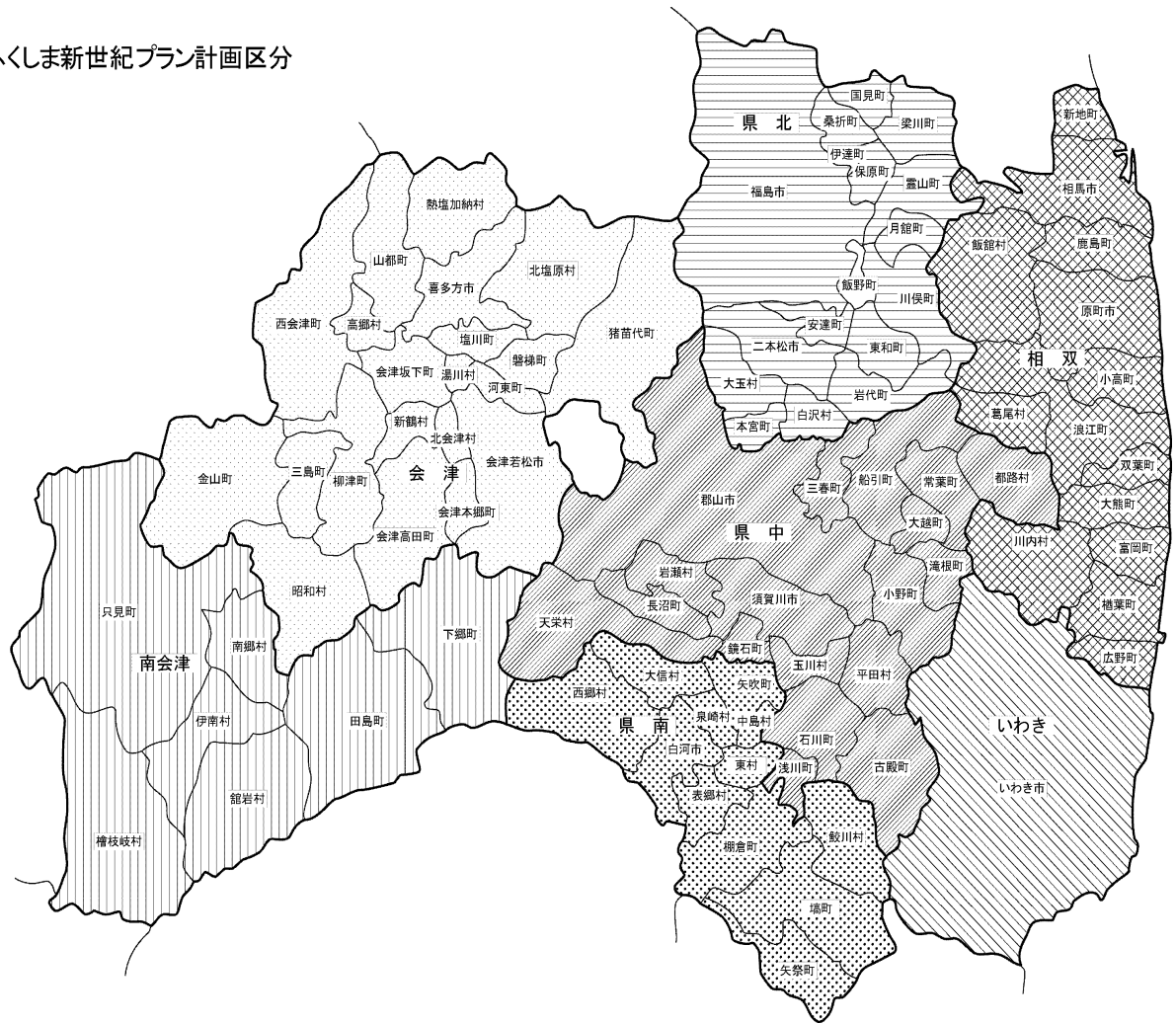
(5) ふくしま新世紀プラン計画区分

ふくしま新世紀プランに基づく地域区分の範囲。

県北	福島市、二本松市、桑折町、伊達町、国見町、梁川町、保原町、霊山町、月舘町、川俣町、飯野町、安達町、大玉村、本宮町、白沢村、岩代町、東和町
県中	郡山市、須賀川市、長沼町、鏡石町、岩瀬村、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、滝根町、大越町、都路村、常葉町、船引町
県南	白河市、西郷村、表郷村、東村、泉崎村、中島村、矢吹町、大信村、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村
会津	会津若松市、喜多方市、北会津村、熱塩加納村、北塩原村、塩川町、山都町、西会津町、高郷村、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、河東町、会津高田町、会津本郷町、新鶴村、三島町、金山町、昭和村
南会津	田島町、下郷町、舘岩村、檜枝岐村、伊南村、南郷村、只見町
相双	原町市、相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、鹿島町、小高町、飯舘村
いわき	いわき市

(「福島県長期総合計画 ふくしま新世紀プラン」に基づき作成)

ふくしま新世紀プラン計画区分



### 3. 国・県機関等地域体制

#### (1) 税務署所管区域

現在の税務署が所管する範囲

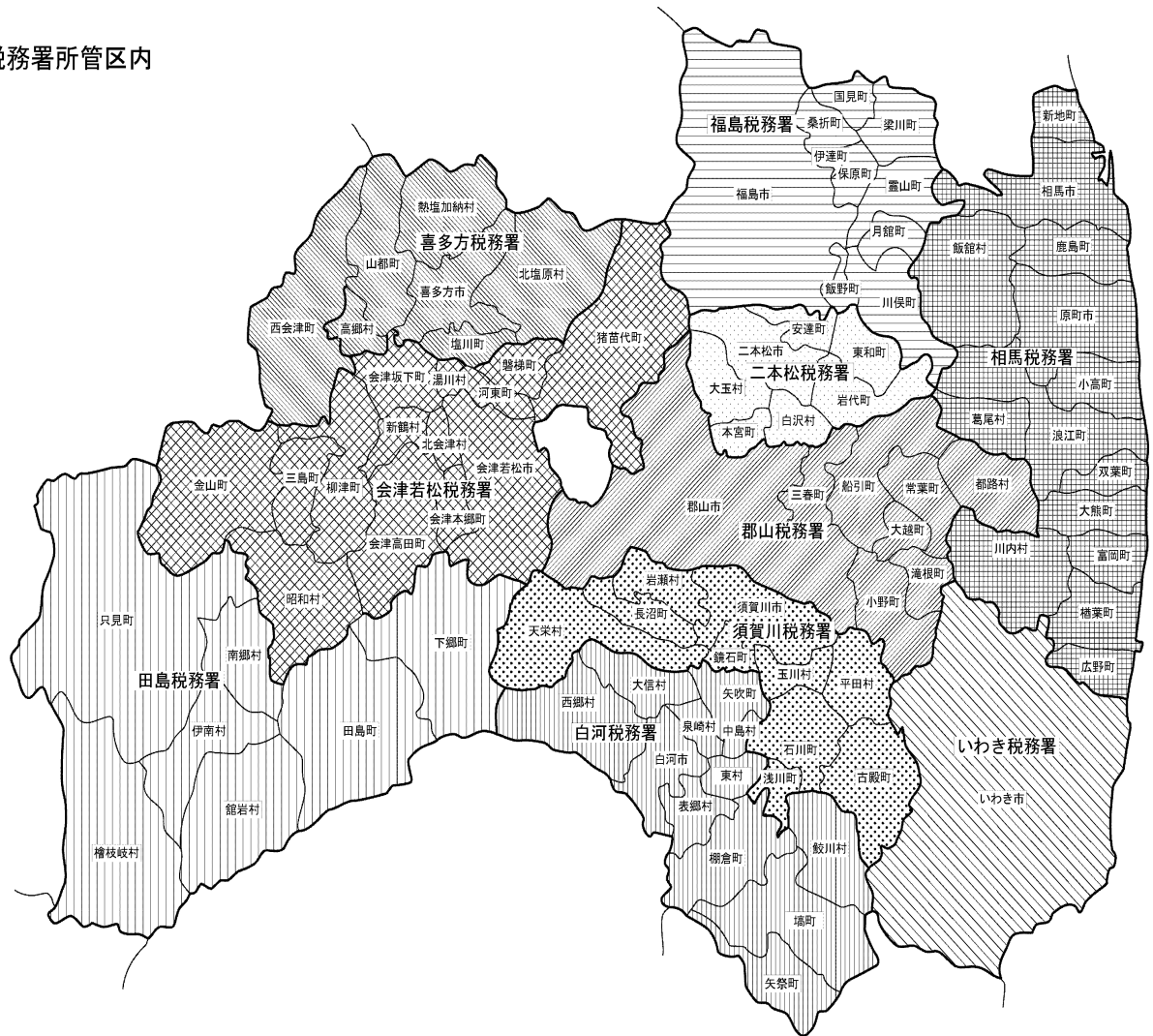
福島税務署	福島市、桑折町、伊達町、国見町、梁川町、保原町、霊山町、月舘町、川俣町、飯野町
二本松税務署	二本松市、安達町、大玉村、本宮町、白沢村、岩代町、東和町
郡山税務署	郡山市、三春町、小野町、滝根町、大越町、都路村、常葉町、船引町
須賀川税務署	須賀川市、長沼町、鏡石町、岩瀬村、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町
田島税務署	田島町、下郷町、舘岩村、檜枝岐村、伊南村、南郷村、只見町
会津若松税務署	会津若松市、北会津村、磐梯町、猪苗代町、高郷村(一部)、会津坂下町、湯川村、柳津町、河東町、会津高田町、会津本郷町、新鶴村、三島町、金山町、昭和村
喜多方税務署	喜多方市、熱塩加納村、北塩原村、高郷村(一部)、塩川町、山都町、西会津町
白河税務署	白河市、西郷村、表郷村、東村、泉崎村、中島村、矢吹町、大信村、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村
いわき税務署	いわき市
相馬税務署	原町市、相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、鹿島町、小高町、飯舘村

\*高郷村は、地区により、会津若松税務署、喜多方税務署のいずれかの所管となっている。

(福島税務署提供資料に基づき作成)



税務署所管区内



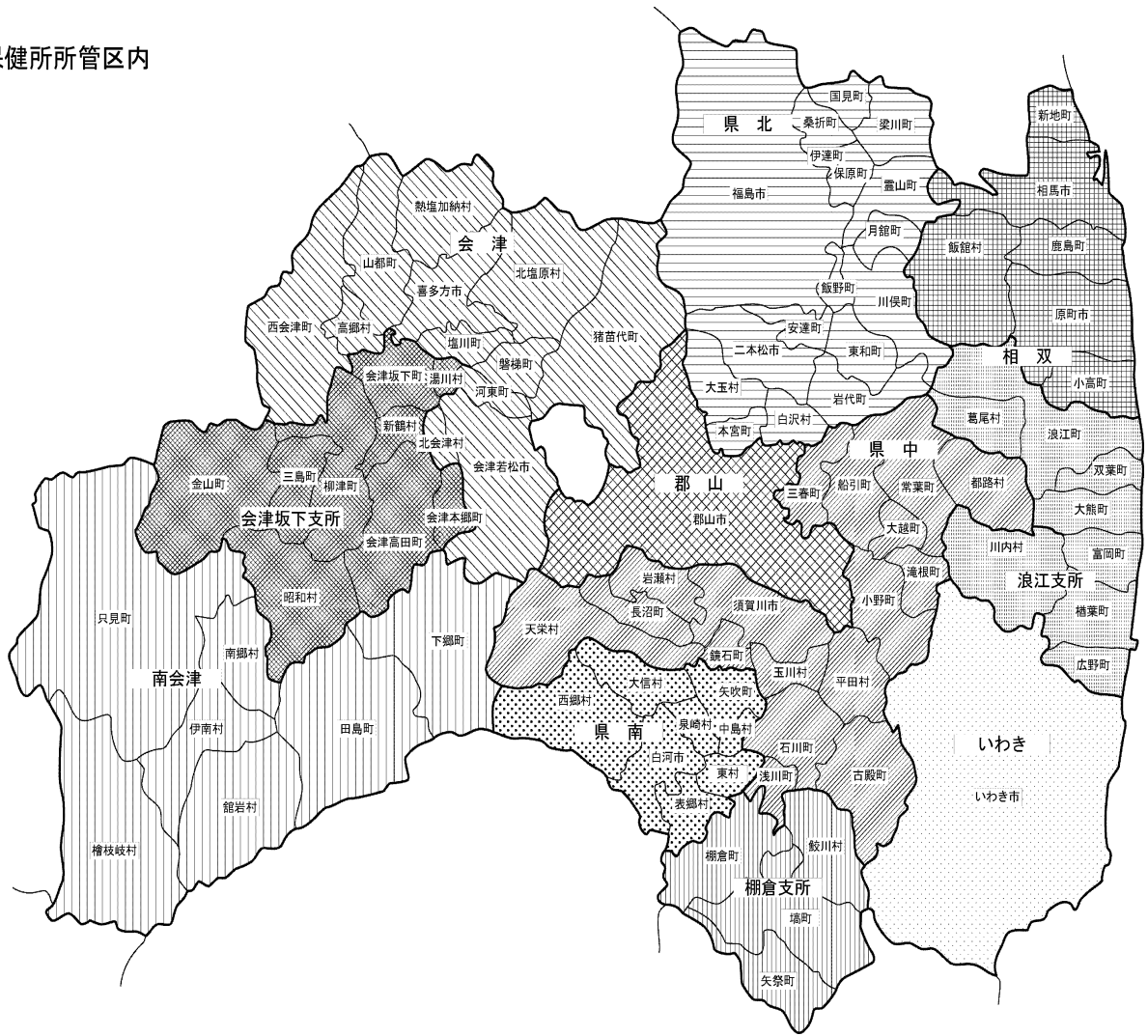
(2) 保健所所管区域

現在の保健所が所管する範囲

郡山	郡山市
いわき	いわき市
南会津	田島町、下郷町、館岩村、檜枝岐村、伊南村、南郷村、只見町
県北	福島市、二本松市、桑折町、伊達町、国見町、梁川町、保原町、霊山町、月舘町、川俣町、飯野町、安達町、大玉村、本宮町、白沢村、岩代町、東和町
県中	須賀川市、長沼町、鏡石町、岩瀬村、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、滝根町、大越町、都路村、常葉町、船引町
県南	白河市、西郷村、表郷村、東村、泉崎村、中島村、矢吹町、大信村
棚倉支所	棚倉町、矢祭町、埴町、鮫川村
会津	会津若松市、喜多方市、北会津村、熱塩加納村、北塩原村、塩川町、山都町、西会津町、高郷村、磐梯町、猪苗代町、河東町
会津坂下支所	会津坂下町、湯川村、柳津町、会津高田町、会津本郷町、新鶴村、三島町、金山町、昭和村
相双	原町市、相馬市、新地町、鹿島町、小高町、飯舘村
浪江支所	広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村

(「保健統計の概況 平成10年版 福島県保健福祉部」に基づき作成)

# 保健所所管内



### (3) 警察署所管区域

現在の警察署が所管する範囲

福島警察署	福島市(一部)
福島北警察署	福島市(一部)
桑折警察署	桑折町、国見町
保原警察署	伊達町、梁川町、保原町、霊山町、月舘町
川俣警察署	川俣町、飯野町
二本松警察署	二本松市、安達町、岩代町、東和町
郡山警察署	郡山市
本宮警察署	大玉村、本宮町、白沢村
須賀川警察署	須賀川市、長沼町、鏡石町、岩瀬村、天栄村、玉川村(福島空港の敷地内のみ)
白河警察署	白河市、西郷村、表郷村、東村、泉崎村、中島村、矢吹町、大信村
石川警察署	石川町、玉川村(福島空港の敷地内を除く)、平田村、浅川町、古殿町
棚倉警察署	棚倉町、矢祭町、埴町、鮫川村
三春警察署	三春町、都路村、常葉町、船引町
小野警察署	小野町、滝根町、大越町
会津若松警察署	会津若松市、北会津村、河東町
猪苗代警察署	磐梯町、猪苗代町、北塩原村(一部)
喜多方警察署	喜多方市、熱塩加納村、北塩原村(一部)、塩川町、山都町、西会津町、高郷村
会津坂下警察署	会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村
会津高田警察署	会津高田町、会津本郷町、新鶴村
田島警察署	田島町、下郷町、舘岩村、檜枝岐村、伊南村、南郷村、只見町
いわき中央警察署	いわき市(一部)
いわき東警察署	いわき市(一部)
いわき南警察署	いわき市(一部)
原町警察署	原町市、鹿島町、小高町、飯舘村
富岡警察署	広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町
浪江警察署	双葉町、浪江町、葛尾村
相馬警察署	相馬市、新地町

\*玉川村は、地区により、須賀川警察署、石川警察署のいずれかの所管となっている。

\*北塩原村は、地区により、猪苗代警察署、喜多方警察署のいずれかの所管となっている。

\*いわき市は、地区により、いわき中央警察署、いわき東警察署、いわき南警察署のいずれかの所管となっている。

(福島県警提供資料に基づき作成)

警察署所管区域



#### 4. 生活の一体性に関する指標等の圏域

##### (1) 公立高等学校通学区域

福島県公立高等学校の通学区分に関する規則に基づく、保護者の居住地域の属する通学区域の範囲

県北	福島市、二本松市、桑折町、伊達町、国見町、梁川町、保原町、霊山町、月舘町、川俣町、飯野町、安達町、東和町
県中	郡山市、須賀川市、長沼町、鏡石町、岩瀬村、天栄村、玉川村、平田村、三春町、滝根町、大越町、常葉町、船引町
県南	白河市、西郷村、表郷村、東村、泉崎村、大信村、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村
耶麻	喜多方市、熱塩加納村、北塩原村、山都町、西会津町
会津	会津若松市、田島町、下郷町、舘岩村、檜枝岐村、伊南村、南郷村、只見町、北会津村、磐梯町、猪苗代町、柳津町、会津高田町、会津本郷町、新鶴村、三島町、金山町、昭和村
相馬	原町市、相馬市、新地町、鹿島町
双葉	富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町
いわき	いわき市(好間、四倉、小名浜、常磐、田人、内郷、勿来、遠野、鹿島、小川、川内、平)
県北・県中	大玉村、本宮町、白沢村、岩代町
県北・相馬	飯舘村
県中・県南	中島村、矢吹町、石川町、浅川町、古殿町
県中・会津	会津若松市(湊町)
県中・双葉	都路村、葛尾村
県中・いわき	小野町、いわき市(川前、三和)
耶麻・会津	塩川町、高郷村、会津坂下町、湯川村、河東町
相馬・双葉	小高町
双葉・いわき	広野町、檜葉町、いわき市(久之浜、大久)

(「平成11年 福島県公立高等学校入学者選抜実施要綱 福島県教育委員会」に基づき作成)

公立高等学校通学区域



(2) 通勤圏（10%圏域）

当該市町村に常住する15歳以上就業者の総数に対する、当該市町村から他市町村へ通勤する就業者数の割合が、それぞれ10%以上のものについて、矢印で表示した。

（「平成7年 国勢調査報告 総務庁統計局」に基づき作成）



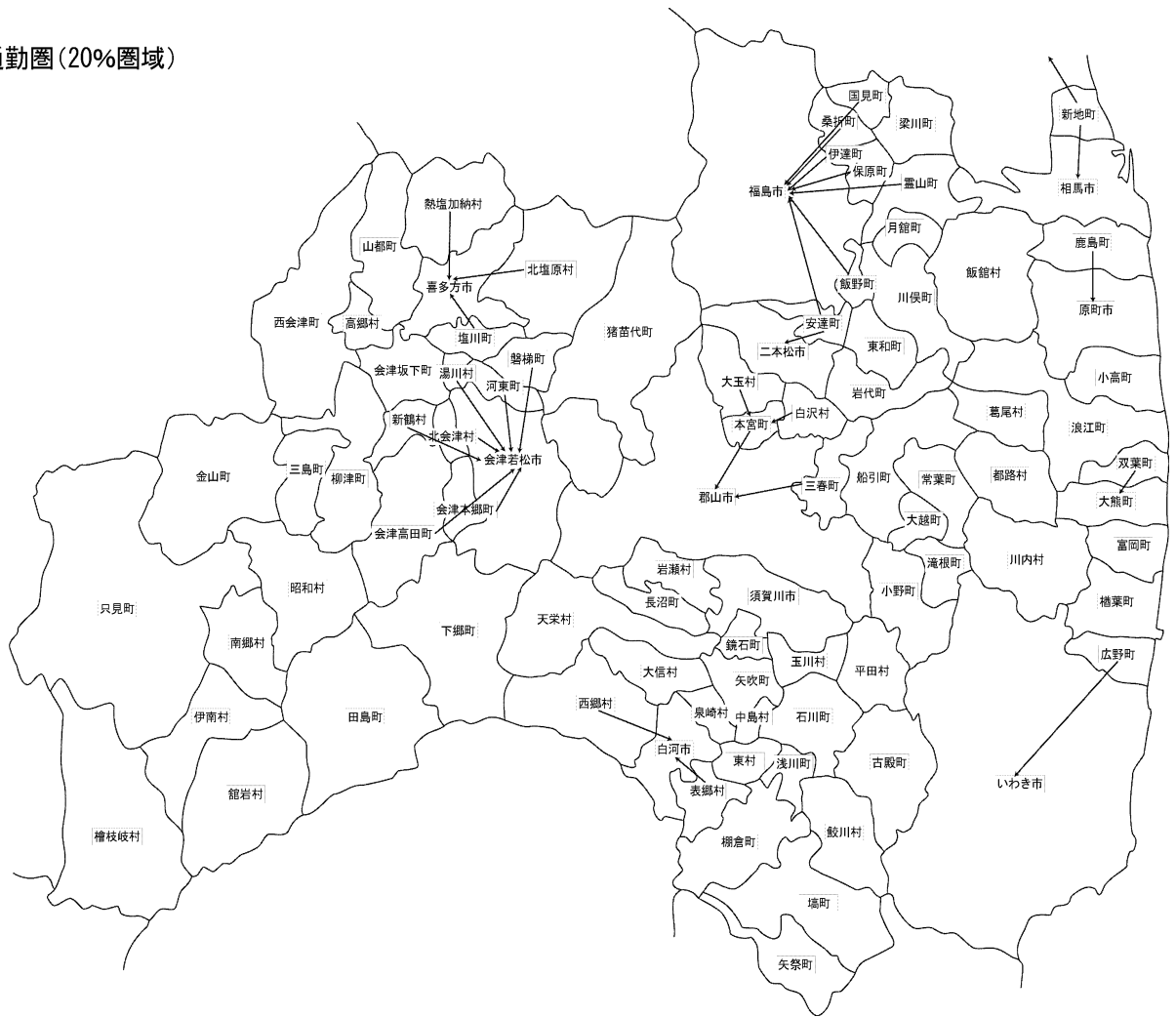


**(3) 通勤圏（20%圏域）**

当該市町村に常住する15歳以上就業者の総数に対する、当該市町村から他市町村へ通勤する就業者数の割合が、それぞれ20%以上のものについて、矢印で表示した。

（「平成7年 国勢調査報告 総務庁統計局」に基づき作成）

通勤圏(20%圏域)



(4) **通学圏（20%圏域）**

当該市町村に常住する15歳以上通学者の総数に対する、当該市町村から他市町村へ通学する通学者数の割合が、それぞれ20%以上のものについて、矢印で表示した。

（「平成7年 国勢調査報告 総務庁統計局」に基づき作成）

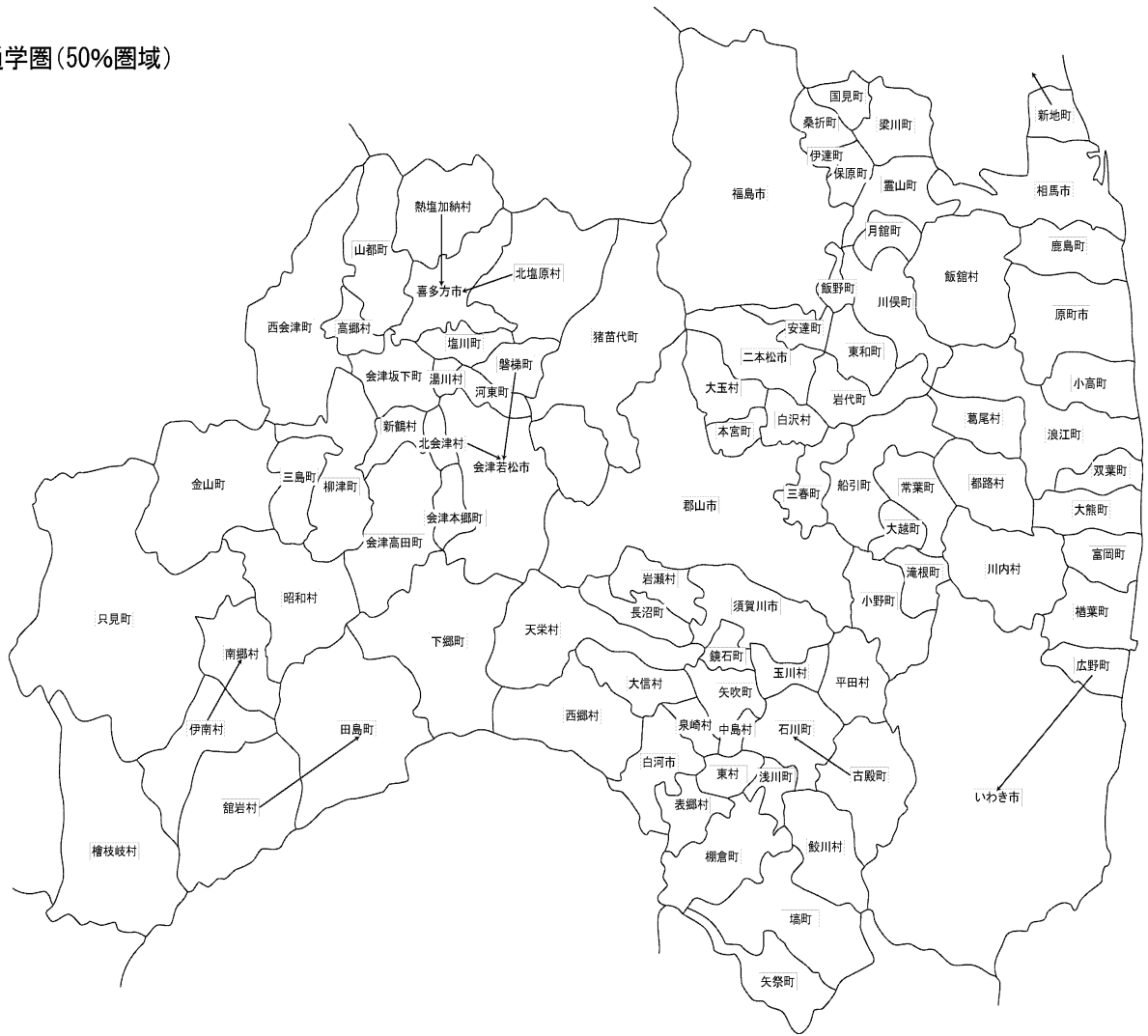


(5) **通学圏（50%圏域）**

当該市町村に常住する15歳以上通学者の総数に対する、当該市町村から他市町村へ通学する通学者数の割合が、それぞれ50%以上のものについて、矢印で表示した。

（「平成7年 国勢調査報告 総務庁統計局」に基づき作成）

通学圏(50%圏域)



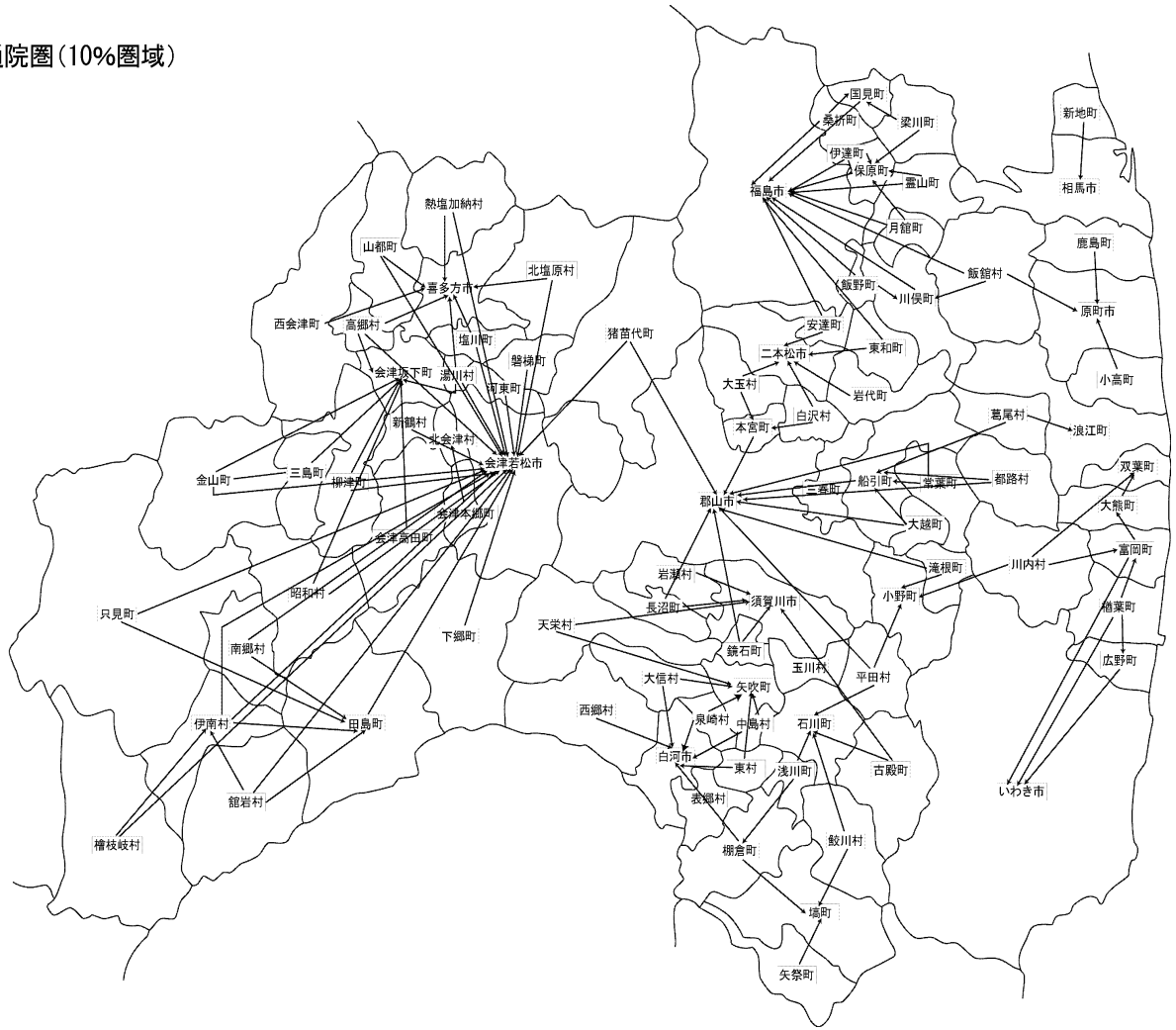
(6) 通院圏（10%圏域）

当該市町村に常住する外来患者の総数に対する、当該市町村から他市町村へ通院する外来患者数の割合が、それぞれ10%以上のものについて、矢印で表示した。

（「平成8年福島県患者・医療施設調査 平成9年3月 福島県保健福祉部」に基づき作成）



通院圏(10%圏域)

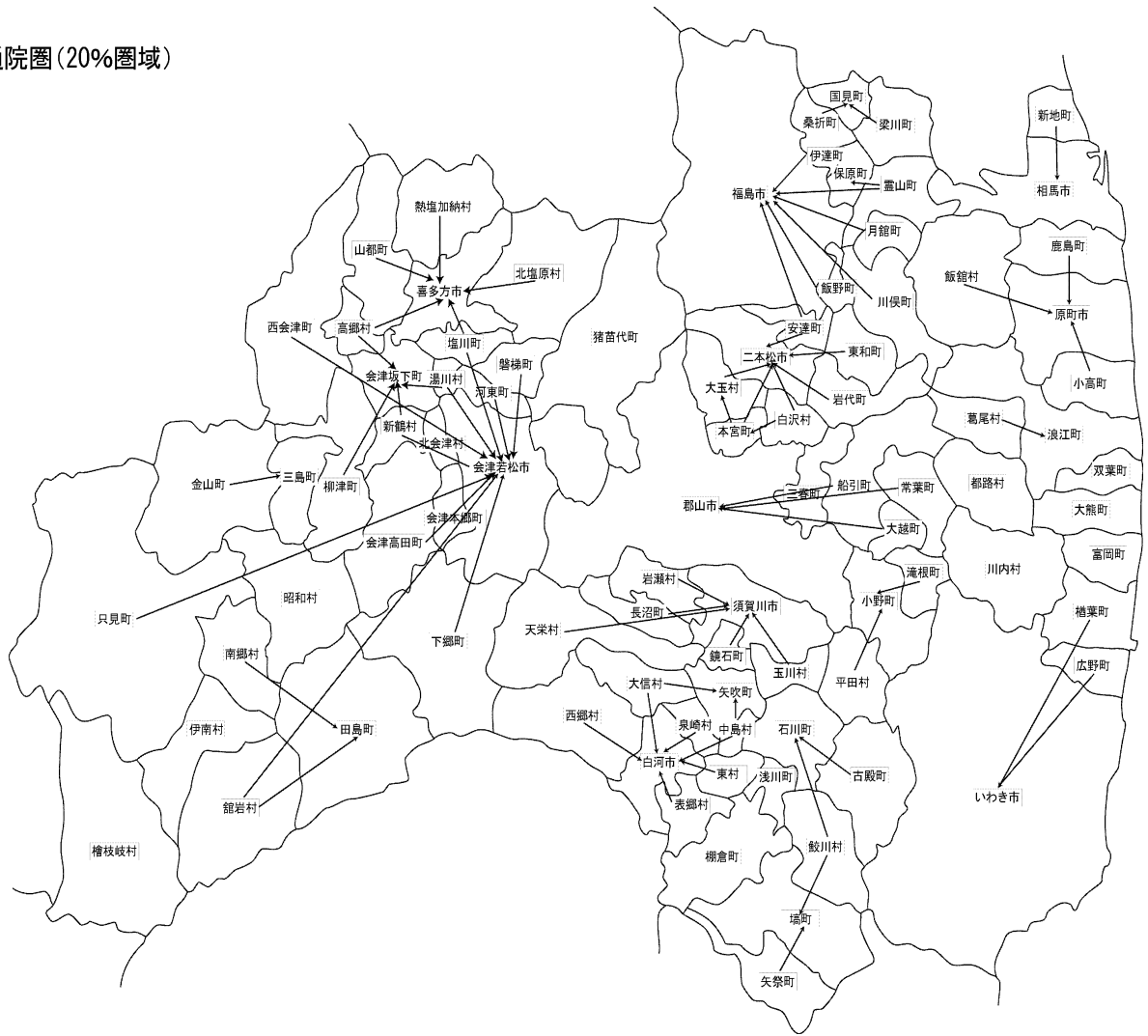


**(7) 通院圏（20%圏域）**

当該市町村に常住する外来患者の総数に対する、当該市町村から他市町村へ通院する外来患者数の割合が、それぞれ20%以上のものについて、矢印で表示した。

（「平成8年福島県患者・医療施設調査 平成9年3月 福島県保健福祉部」に基づき作成）

通院圏(20%圏域)



**(8) 通院圏（50%圏域）**

当該市町村に常住する外来患者の総数に対する、当該市町村から他市町村へ通院する外来患者数の割合が、それぞれ50%以上のものについて、矢印で表示した。

（「平成8年福島県患者・医療施設調査 平成9年3月 福島県保健福祉部」に基づき作成）

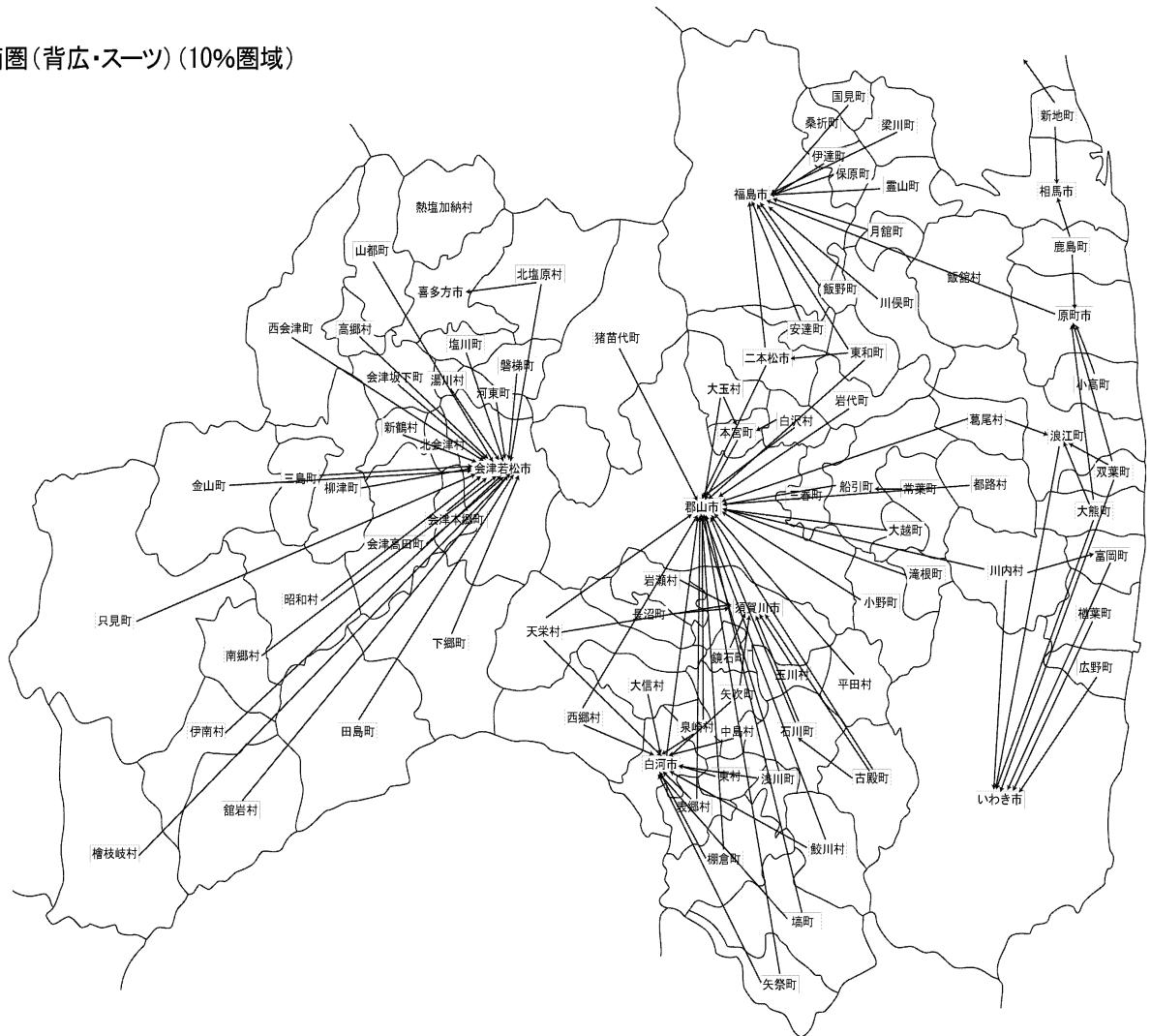


(9) 商圈（背広・スーツ）（10%圏域）

当該市町村に常住する背広・スーツの消費購買者の総数に対する、当該市町村から他市町村へ移動して消費購買する人数の割合が、それぞれ10%以上のものについて、矢印で表示した。

（「第10回消費購買動向調査結果報告書 平成10年3月 福島県商工労働部中小企業課」に基づき作成）

商圏(背広・スーツ)(10%圏域)



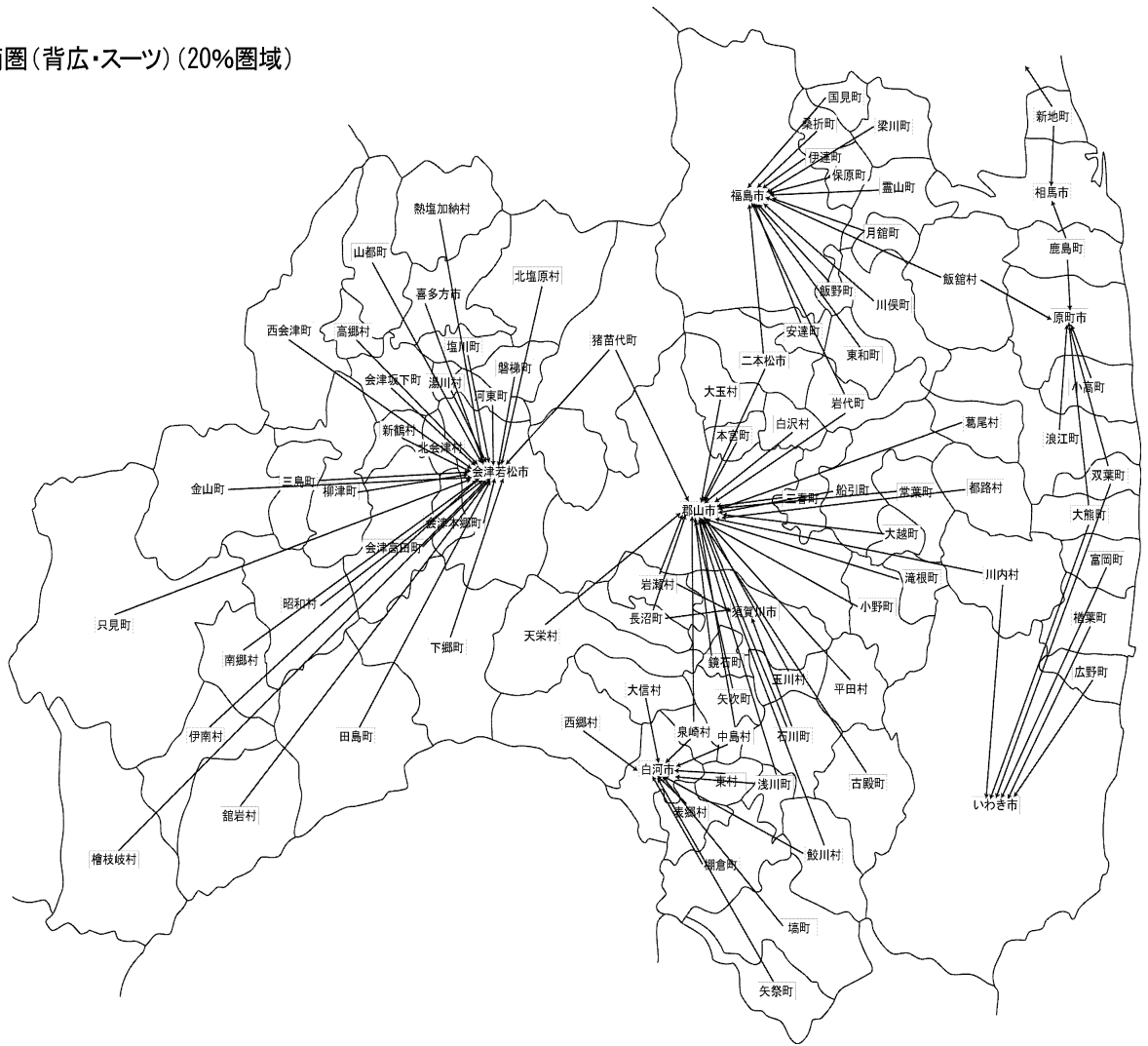
(10) 商圈（背広・スーツ）（20%圏域）

当該市町村に常住する背広・スーツの消費購買者の総数に対する、当該市町村から他市町村へ移動して消費購買する人数の割合が、それぞれ20%以上のものについて、矢印で表示した。

（「第10回消費購買動向調査結果報告書 平成10年3月 福島県商工労働部中小企業課」に基づき作成）



商圈(背広・スーツ) (20%圏域)

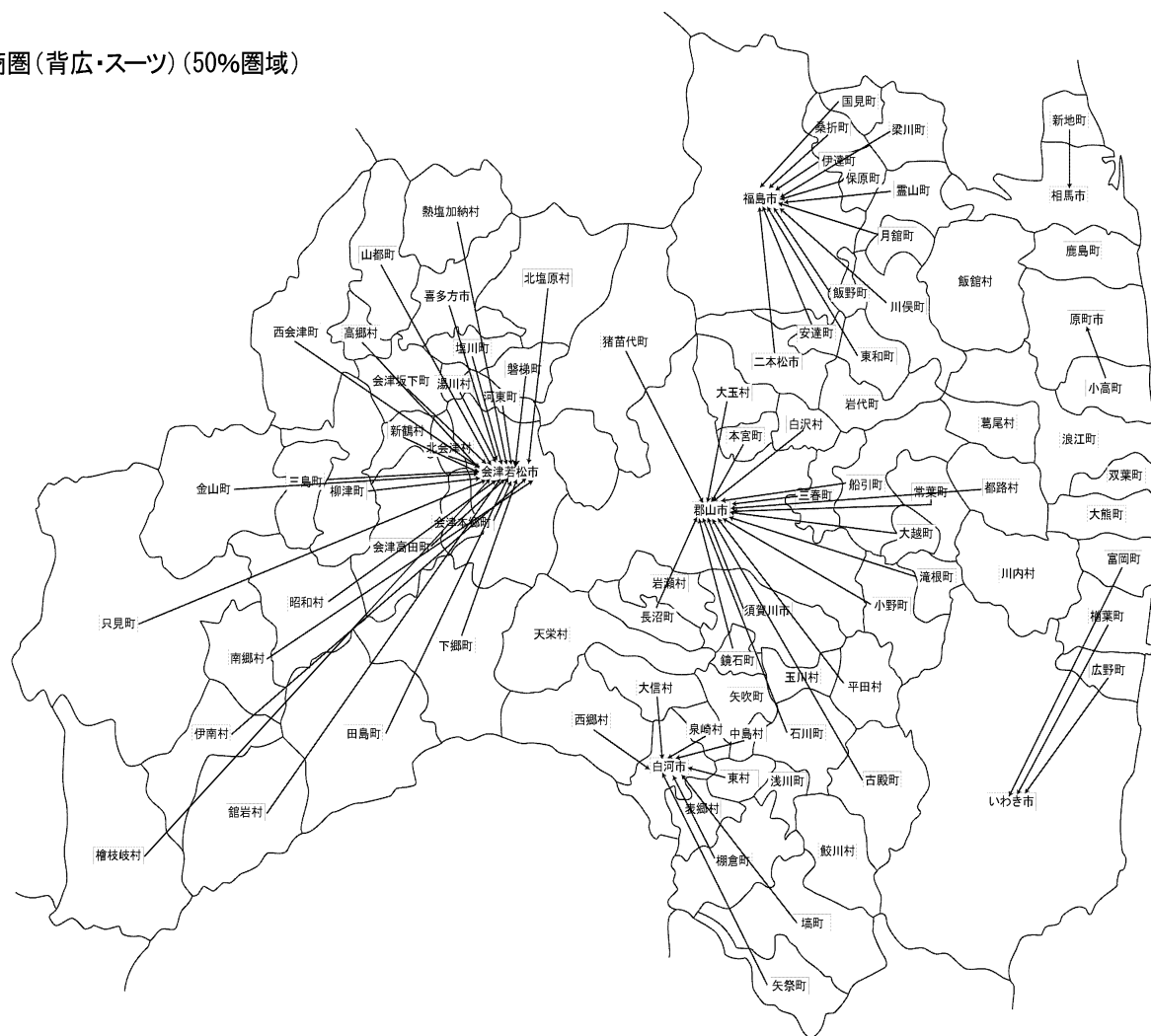


(11) 商圈（背広・スーツ）（50%圏域）

当該市町村に常住する背広・スーツの消費購買者の総数に対する、当該市町村から他市町村へ移動して消費購買する人数の割合が、それぞれ50%以上のものについて、矢印で表示した。

（「第10回消費購買動向調査結果報告書 平成10年3月 福島県商工労働部中小企業課」に基づき作成）

商圈(背広・スーツ) (50%圏域)



(12) 商圈（食料品）（20%圏域）

当該市町村に常住する食料品の消費購買者の総数に対する、当該市町村から他市町村へ移動して消費購買する人数の割合が、それぞれ20%以上のものについて、矢印で表示した。

（「第10回消費購買動向調査結果報告書 平成10年3月 福島県商工労働部中小企業課」に基づき作成）

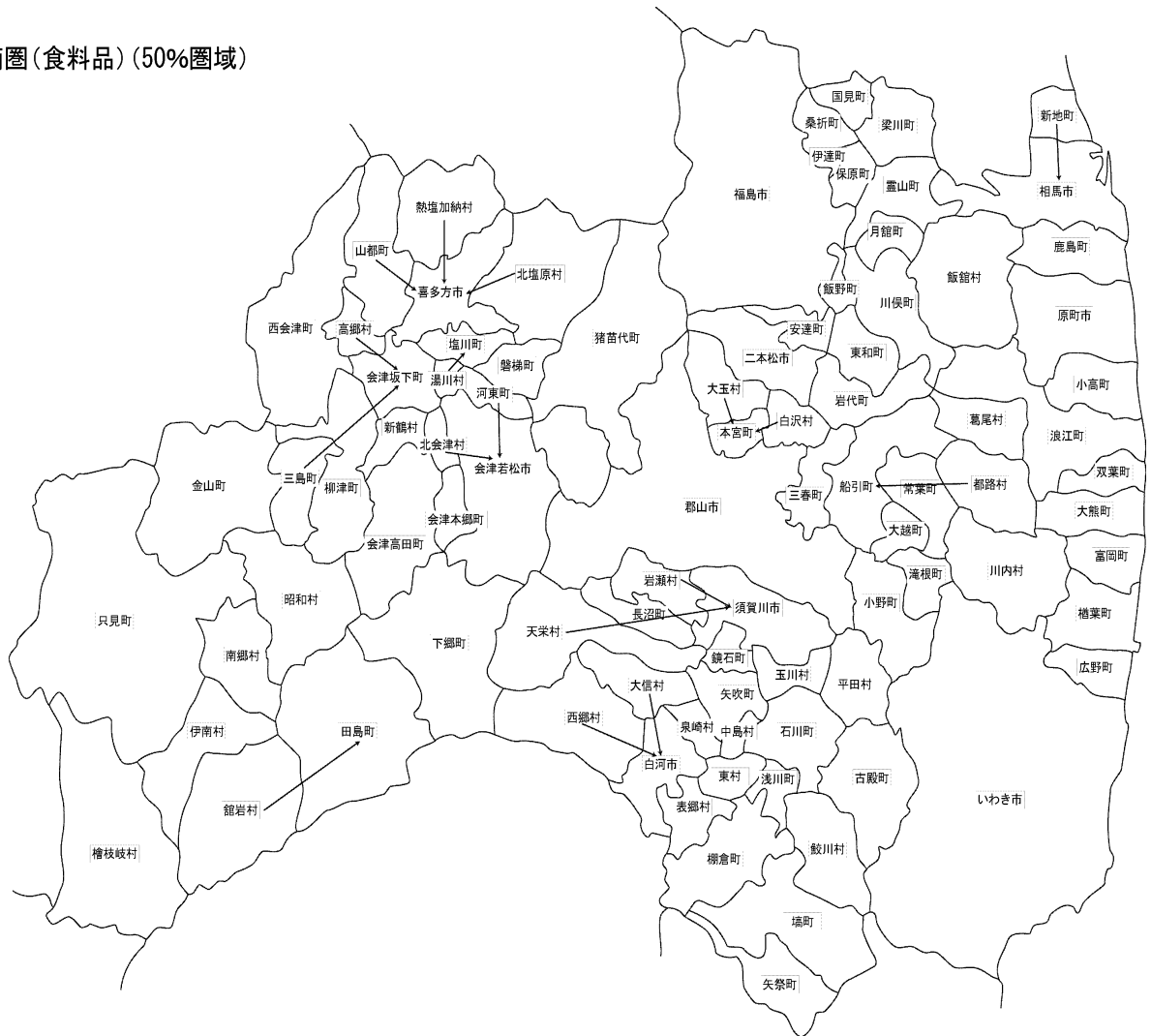


(13) 商圈（食料品）（50%圏域）

当該市町村に常住する食料品の消費購買者の総数に対する、当該市町村から他市町村へ移動して消費購買する人数の割合が、それぞれ50%以上のものについて、矢印で表示した。

（「第10回消費購買動向調査結果報告書 平成10年3月 福島県商工労働部中小企業課」に基づき作成）

商圈(食料品) (50%圏域)



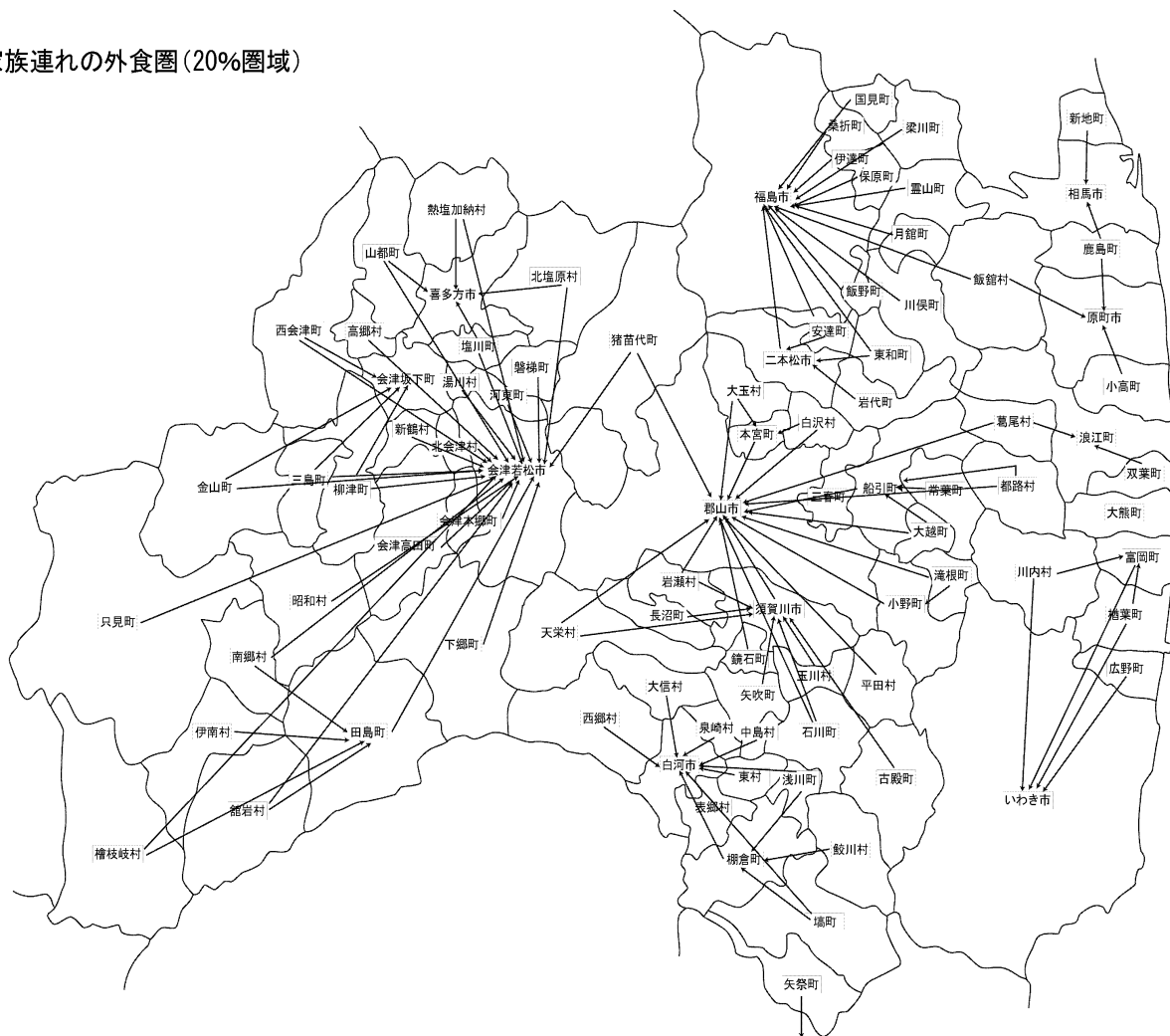
(14) 家族連れの外出圏（20%圏域）

当該市町村に常住する家族連れで外出する消費購買者の総数に対する、当該市町村から他市町村へ移動して消費購買する人数の割合が、それぞれ20%以上のものについて、矢印で表示した。

（「第10回消費購買動向調査結果報告書 平成10年3月 福島県商工労働部中小企業課」に基づき作成）



家族連れの外食圏(20%圏域)



(15) 家族連れの外出圏（50%圏域）

当該市町村に常住する家族連れで外食する消費購買者の総数に対する、当該市町村から他市町村へ移動して消費購買する人数の割合が、それぞれ50%以上のものについて、矢印で表示した。

（「第10回消費購買動向調査結果報告書 平成10年3月 福島県商工労働部中小企業課」に基づき作成）

家族連れの外食圏 (50%圏域)



## (16) J A 管轄区域

各 J A に所属する区域

新ふくしま	福島市
川俣飯野	川俣町、飯野町
伊達みらい	桑折町、伊達町、国見町、梁川町、保原町、霊山町、月舘町
みちのく安達	二本松市(一部)、安達町、岩代町、東和町
大玉村玉井	二本松市(一部)、大玉村(一部)
本宮	本宮町、大玉村(一部)、白沢村
郡山市	郡山市
すかがわ岩瀬	須賀川市、長沼町、鏡石町、岩瀬村、天栄村
あぶくま石川	石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町
たむら	三春町、滝根町、大越町、都路村、常葉町、船引町
小野町	小野町
白河	白河市(一部)、西郷村、東村、泉崎村、中島村、矢吹町(一部)、大信村
表郷村	白河市(一部)、表郷村
矢吹町	矢吹町(一部)
中畑	矢吹町(一部)
棚倉町	棚倉町
矢祭町	矢祭町
埴町	埴町
鮫川村	鮫川村
あいづ	会津若松市、北会津村、磐梯町、猪苗代町、河東町
会津いいで	喜多方市、熱塩加納村、北塩原村、塩川町、山都町、西会津町、高郷村
会津みどり	会津坂下町、柳津町、会津高田町、会津本郷町、新鶴村、三島町、金山町、昭和村
湯川村	湯川村
会津みなみ	田島町、下郷町、舘岩村、伊南村、南郷村、只見町
檜枝岐村	檜枝岐村
そうま	原町市、相馬市、新地町、鹿島町、小高町、飯舘村
南双葉	広野町、檜葉町、富岡町、川内村
大熊町	大熊町
ふたば	双葉町、浪江町、葛尾村
いわき市	いわき市(一部)
いわき中部	いわき市(一部)
遠野町	いわき市(一部)

\*二本松市は、地区により、みちのく安達、大玉村玉井のいずれかに所属している。

\*大玉村は、地区により、本宮、大玉村玉井のいずれかに所属している。

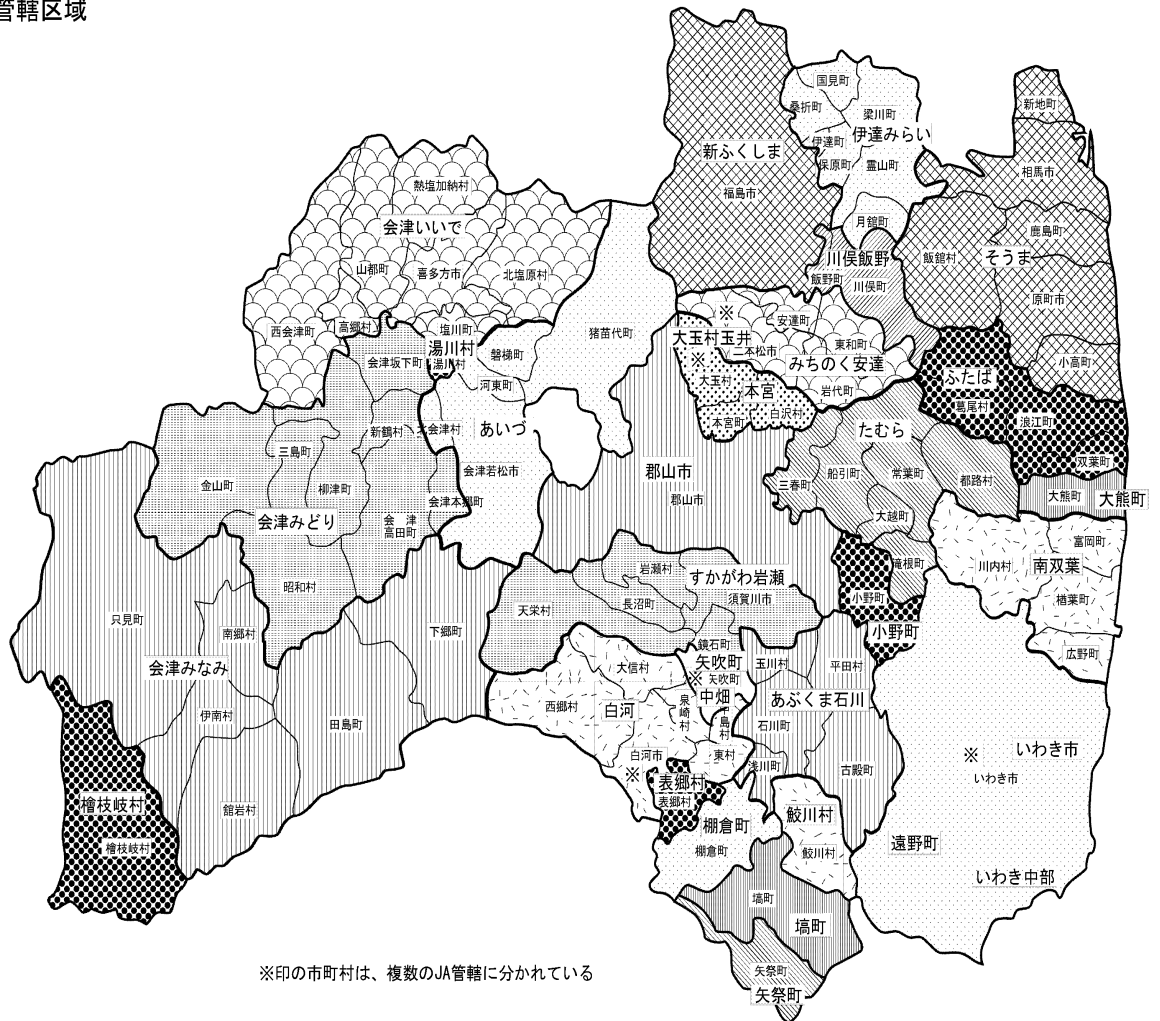
\*白河市は、地区により、白河、表郷村のいずれかに所属している。

\*矢吹町は、地区により、白河、矢吹町、中畑のいずれかに所属している。

\*いわき市は、地区により、いわき市、いわき中部、遠野町のいずれかに所属している。

(農業協同組合一覧表に基づき作成)

JA 管轄区域



※印の市町村は、複数のJA管轄に分かれている



## II. 市町村の広域的なまとまりの抽出

### 1. 市町村の広域的なまとまりを抽出する目的・手法

#### (1) 抽出の目的

広域行政について具体的に検討を行うに当たっては、福島県内90市町村の相互の連携について検討を行うことは非常に困難であること（ $90 \times 89 \div 2 = 4005$ 通り）、具体的な市町村のまとまりを踏まえて連携効果などを検討する必要があること、以上の二つの理由に基づき、広域連携のメリットなどを具体的に検討する際の目安となる市町村の広域的なまとまりを抽出する。

#### (2) 抽出の手法

ある市町村と他の市町村との関係を取り上げたとき、役場の距離、道路のつながりの有無、隣接関係、住民行動、経済圏、一部事務組合の構成、県や国の行政機関の管轄区域などさまざまな観点から見る事が可能であり、どの観点に重きを置くかで分析の結果が異なることとなる。

そこで、多数の個体を対象として、複数の変数を客観的に扱い、かつ、類似する個体をグループ化していく手法を用いて分析することが必要となる。

今回の分析に当たっては、市町村の連携に関する分析に際して多く用いられている「クラスター分析」を用いた。

### (3) 抽出に用いた指標

「I 市町村の連携状況」において把握した市町村の連携状況を、下記に分類し、分析を行った。

なお、指標に欠損値が存在すると計算に支障が生じるため、ここでは欠損値のないデータを中心に採用した。採用した指標は以下の通りである。

#### 各種広域行政等地域体制

広域市町村圏	広域市町村圏によるグループ分けを行った。いわき市は広域市町村圏には属さないが、データ処理上単体の広域市町村圏として扱った。
ごみ処理に関する一部事務組合	一部事務組合によるごみ処理事業を基にグループ分けを行った。
消防に関する一部事務組合	一部事務組合による消防事業を基にグループ分けを行った。

#### 各種計画等地域体制

ふくしま新世紀プラン計画区分	7つの生活圏にグループ分けを行った。
ごみ処理広域化計画区域	ごみ処理の広域化計画に基づくグループ分けを行った。
地域保健医療圏	7つの医療圏にグループ分けを行った。

#### 国・県機関等地域体制

保健所所管区域	保健所の管轄によってグループ分けを行った。
警察署所管区域	警察の管轄によってグループ分けを行った。複数の管轄に属する自治体は管轄面積が広い方のグループに所属することとした。

#### 生活の一体性に関する指標

通勤・通学圏	通勤・通学による移動状況によってグループ分けを行った。(他のある市町村への移動者/当該市町村に常住する通勤・通学者)の割合が最も高いものを移動相手先として選んだ。なお、移動先の市町村から更に他の市へ移動している場合には、比較的ローカルなグループに属するように配慮した。
通院圏	通院による移動によってグループ分けを行った。移動先が複数ある場合には、最も移動割合の高い相手先を採用した。移動先の市町村から更に他の市へ流出している場合の取扱いは、上記と同じである。
商圈(背広・スーツ)	背広・スーツの購入による移動によってグループ分けを行った。移動率が20%以上のものを採用した。複数市町村への移動がみられる場合は、最大の移動割合の相手先を選択した。

#### 注意点

- ・行政上の連携状況を示す8指標は、所属するグループ名を数値に置き換えて使用した。
- ・日常生活の移動状況を示す指標は、原則的に最も移動量の大きい相手先とグルーピングを行い、これらのグループ名を数値に置き換えて使用した。
- ・以上のように、今回の分析では、各指標をカテゴリデータに置き換える作業を行っている。カテゴリデータにおいては、どのグループに属するかが重要であり、数値の大小自体には意味がない。
- ・このため、日常生活の移動状況を示す指標では、移動量の大小は分析に反映されない。また、2番目、3番目に移動量が大きい相手先との関係も反映されない。



#### (4) 距離の尺度

クラスター分析の際に個々の対象やクラスター間の類似性を図る尺度（ものさし）が必要となるが、ここでは「不一致率」を用いている。

不一致率は、距離 $(x,y) = (x_i \neq y_i \text{ の数}) / i$ と定義される。例えば、11 指標のうち 5 指標において同一グループに属する場合は、不一致率は 5/11 となる。不一致率は、分析データがカテゴリデータ（数値自体には意味がなく、どのグループに属するかに意味があるデータ）である場合に特に有用であるとされている。

#### (5) クラスター間の距離測定方法

クラスターは複数の対象により構成されているため、1対1の単純な距離計算ができない。このため、クラスター化の際には、距離の尺度に加えて、クラスター間の距離の測定方法を定めなければならない。ここでは、一般的によく使用され、明確なクラスターを作るとされるウォード法を用いた。

##### ※ウォード法 (Ward' s clustering method)

平方和指標 E が最小になるように、対象をクラスターに割り当てるクラスター化法である。

分類感度が高く、最も明確なクラスターを作る。

#### (6) 利用上の注意点

クラスター分析は、あくまで統計的手法であり、歴史的経緯、日常的な感覚とは差異がある可能性がある。

クラスター分析によるグルーピングは、類似性に基づくものであり、必ずしも対象間の結びつきの強さのみが反映されているとは限らない。（類似性が高いもの同士が集まったグループに入らなかったために、残ったもの同士が結合してしまうこともありうる。）

◆クラスター分析について

1 クラスターとは

ぶどうのふさ、一つの群という意味である。

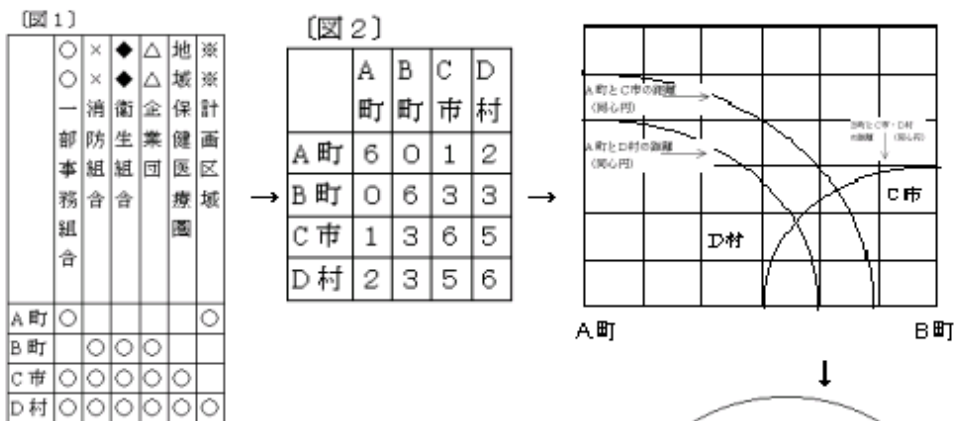
2 クラスター分析の方法（イメージ）

たとえば〔図1〕からはどの市町村がどの一部事務組合に加入していて、外の町と同じ一部事務組合に加入している状況はどうかについては分かるが、市町村相互の関係性は分からない。

そこで、〔図1〕を数値に置き換える作業を行い、〔図2〕を作成する。

完成した〔図2〕に基づき各市町村の関係の比較を行い、関係の密なものから順にグループ化していく。（この場合、一度グループが作られると、それ以降は一体とみなし、他のグループと関係性の高い順にグループを作っていく。）

【クラスター分析のイメージ】



各市町村が相互に同じ一部事務組合に加入する可能性の場合の数の最大値は6である。そこで、A 町 A 町の関係性を6で表示し、各市町村が同じ組み合わせになる場合の数を表にする。

A 町 B 町の関係を見る：A 町 A 町の関係と A 町 B 町の関係の差  
 $6 - 0 = 6$

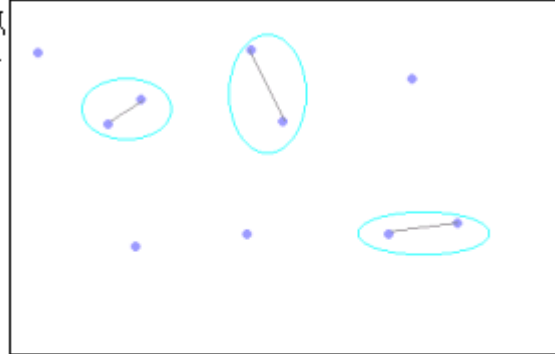
以下同様に見ていく。

- |           |                       |
|-----------|-----------------------|
| A 町 B 町：6 | } この差が小さいほど<br>関係が高い。 |
| A 町 C 市：5 |                       |
| A 町 D 村：4 |                       |
| B 町 C 市：3 |                       |
| B 町 D 村：3 |                       |
| C 市 D 村：1 |                       |

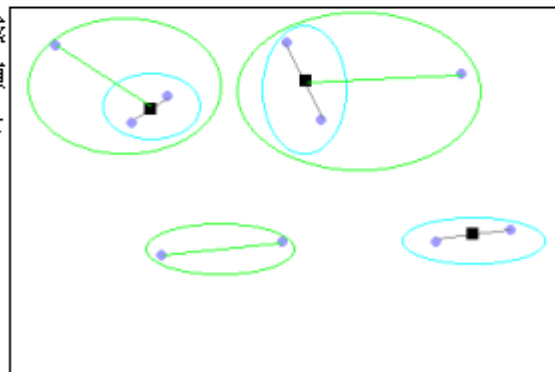
※本説明はイメージとして作成したので、クラスター分析の統計的処理を正確に反映したものではない。

### クラスター分析の模式図

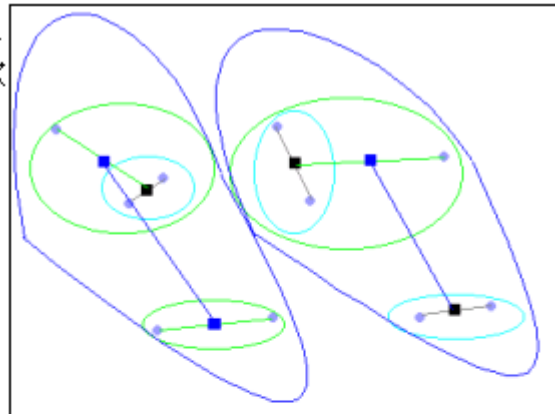
- 1 計算された類似性に基づきもっとも類似性の高いものをグループ化してクラスターを作る



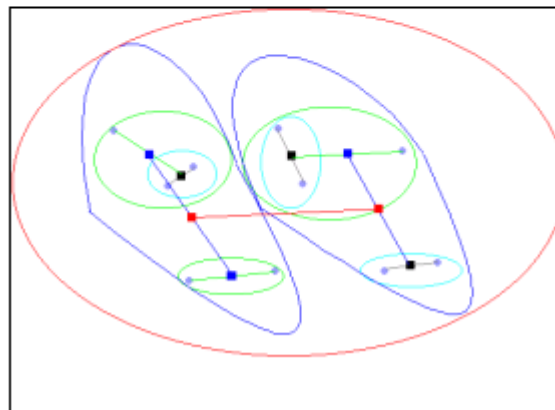
- 2 作られたクラスターとクラスターを構成していないもの及びクラスター相互の類似性を計算して次の段階のクラスターを作る



- 3 クラスター相互の類似性を計算しもっとも類似性の高いものをグループ化して次の段階のクラスターを作る



- 4 クラスターがひとつになるまで1から3を繰り返す



## 2. 市町村の広域的なまとまりの状況

### (1) 市町村の広域的なまとまりの抽出結果

抽出結果は添付の地図に表示している。

地図は、行政的指標、生活の一体性に関する指標、全指標それぞれに、

- ①単独町村がなくなる段階（地図上のレッドの線）
- ②単独町村がなくなる前の段階（地図上のブルーの線）
- ③単独町村がなくなった後の段階（地図上のグリーンの線）

の3段階をとらえて、抽出の結果として形成されたグループを表示したものである。

### (2) 抽出結果の利用上の留意点について

本抽出結果は、市町村の連携状況を客観的に把握するために統計的な手法を用いて行ったものであり、地域の歴史的な背景や将来のビジョン、山や川などの地勢、住民感情や市町村長の意向などは反映されていないことに留意する必要がある。

### 3. 抽出結果

#### (1) 行政指標

##### ①単独町村がなくなる段階（レッドの線）

行政指標に基づく分析の結果、単独町村がなくなる段階では、（単独の市を含め）26グループが形成された。

福島市、郡山市、いわき市は単独となったが、残る7市はそれぞれの隣接町村とグループを形成した。

おおむね郡単位又は郡内でグループが形成されているが、他の郡の町村とグループを形成したのは、会津地方のみである。

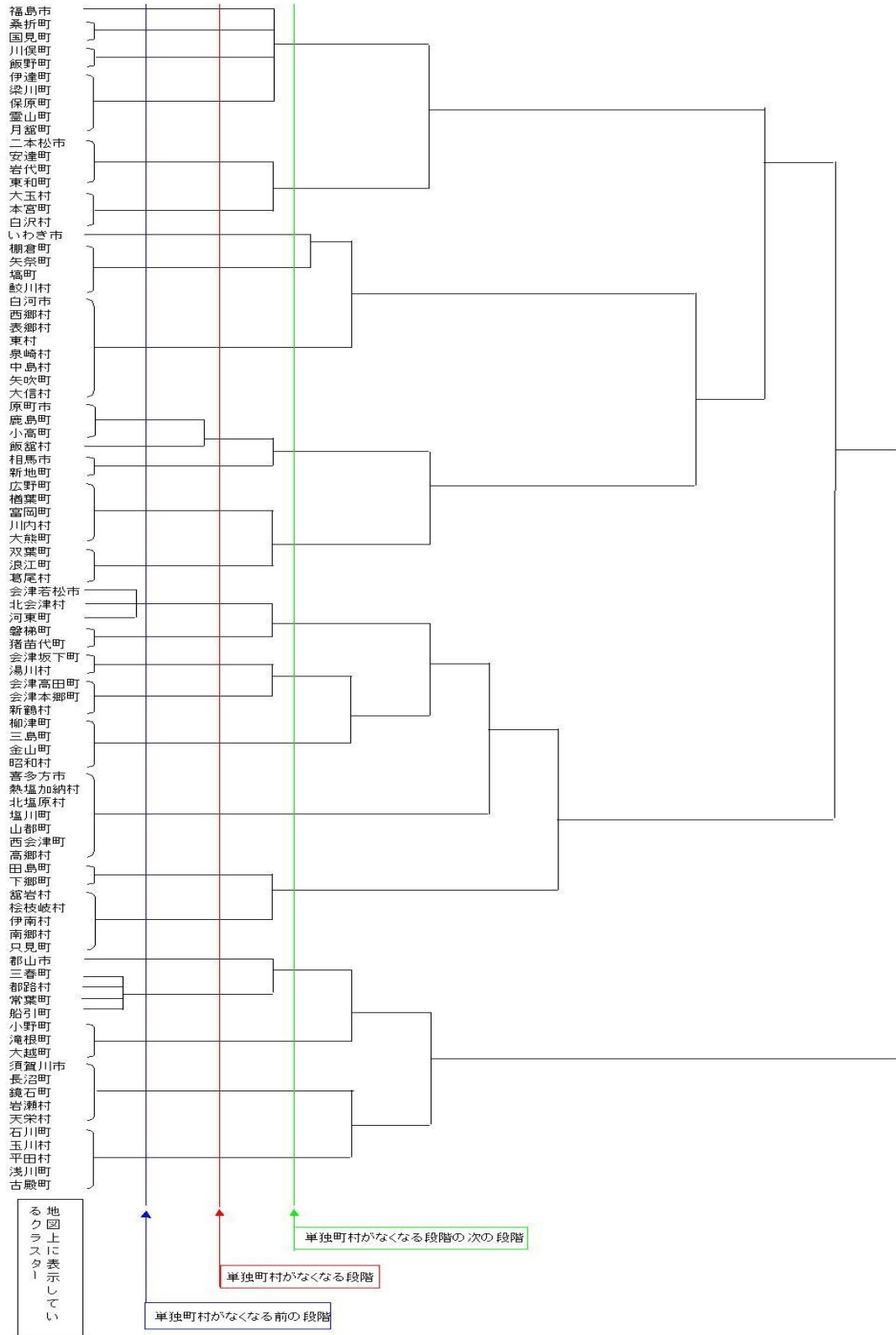
##### ②単独町村がなくなる前の段階（ブルーの線）

行政指標に基づく分析の結果、単独町村がなくなる段階の前の段階で小さなグループが形成されているのは、1（二つに分割）グループのみであったため、グループ数は27（うち、単独町村は1）となっている。

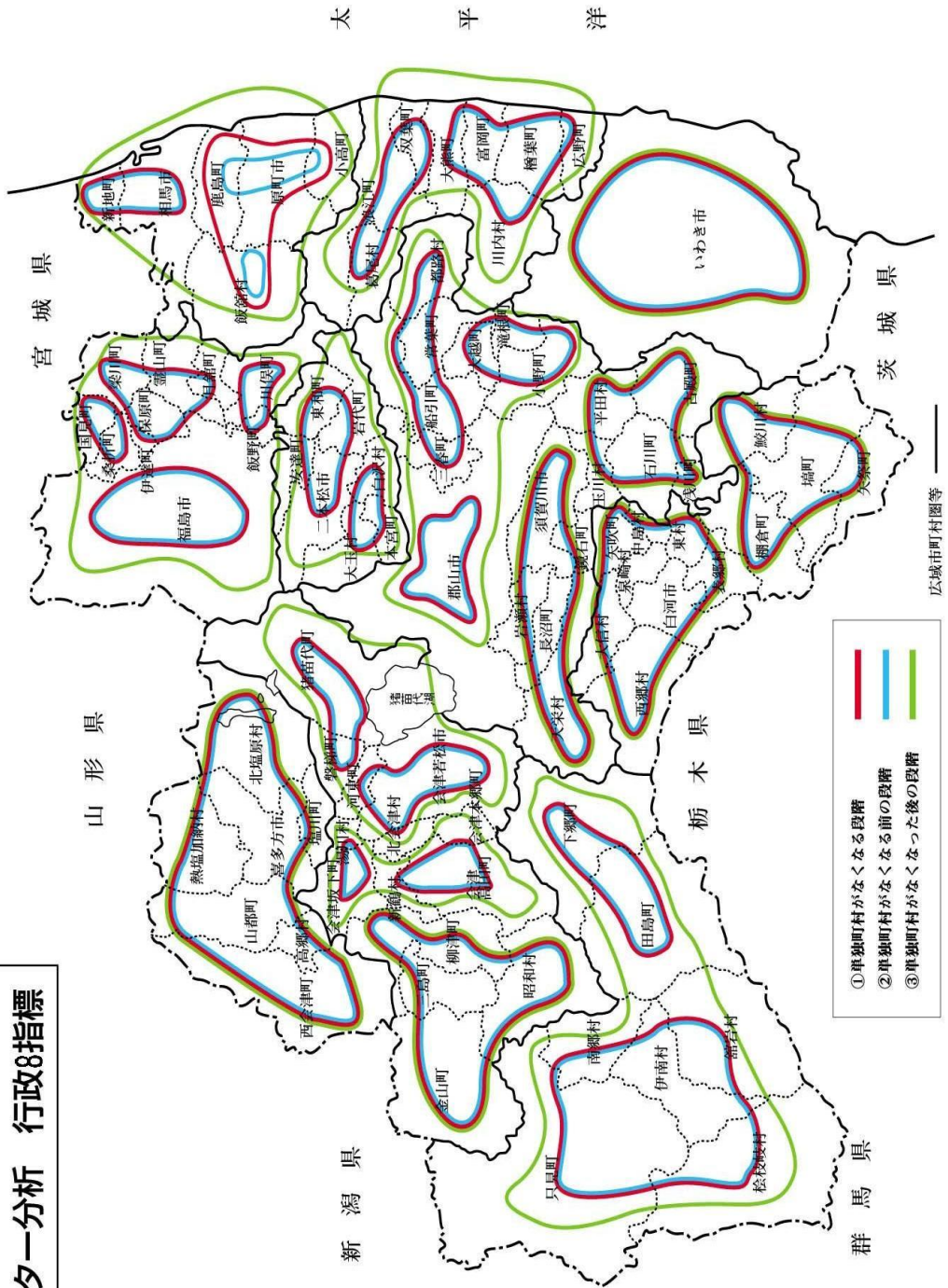
##### ③単独町村がなくなった後の段階（グリーンの線）

行政指標に基づく分析の結果、単独町村がなくなった後の段階で19グループが統合され、新たに8グループが形成された。その他の地域については、単独町村がなくなる段階のグループ以上に広域のグループは形成されていないため、結果として16グループが形成されている。

# 行政 8 指標による分析結果



# クラスター分析 行政8指標







## (2) 生活指標に基づく分析の結果

### ① 単独町村がなくなる段階（レッドの線）

生活指標に基づく分析の結果、単独町村がなくなる段階で、27グループが形成された。行政指標の場合と異なり、10市はいずれかのグループに属している。

また、行政指標は、郡を越えるグループは会津地方以外では形成されていないが、生活指標では郡を越えて形成されたグループが県中、会津、南会津の3地方で形成され、県中と会津にまたがって形成されたグループもある。

### ② 単独町村がなくなる前の段階（ブルーの線）

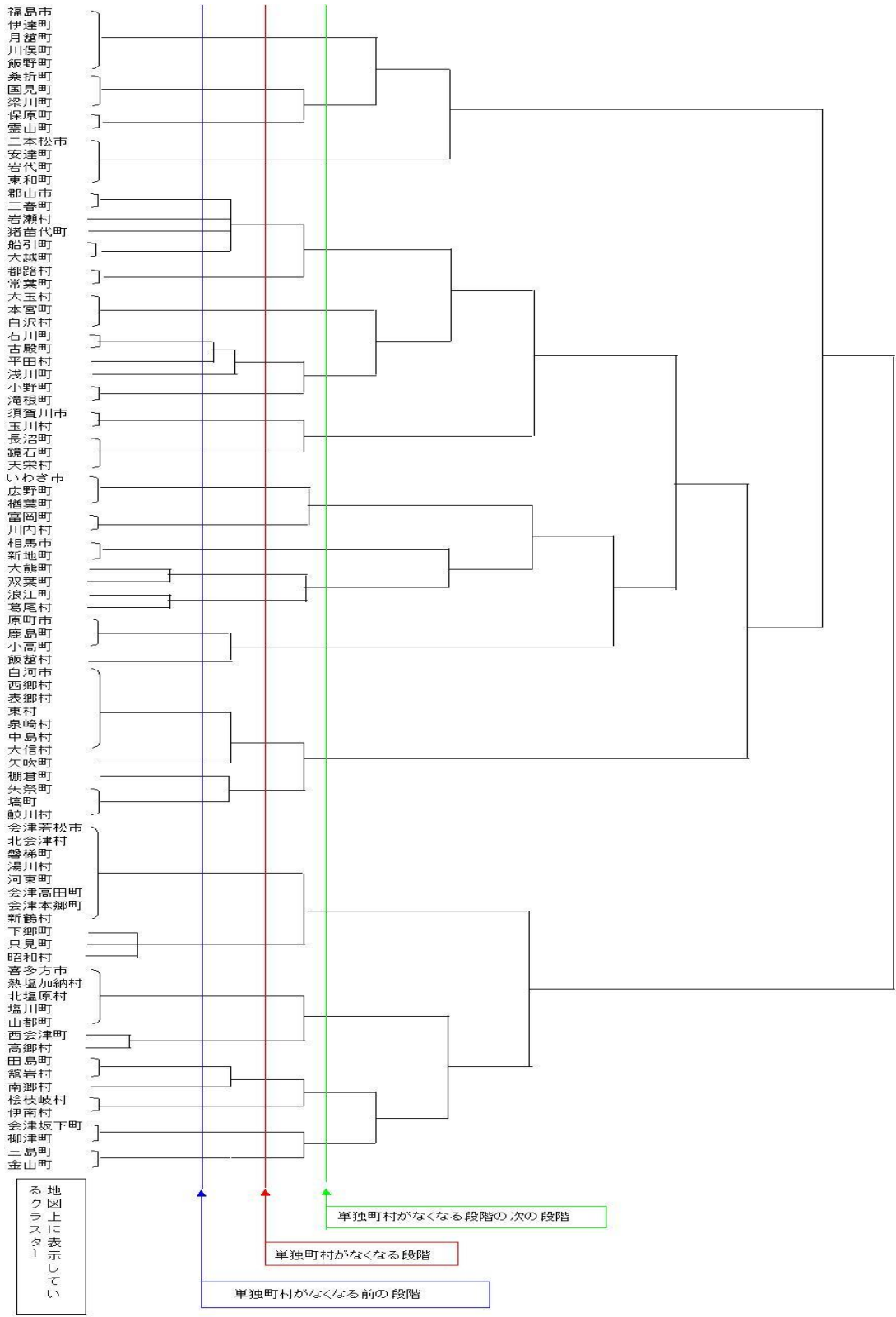
単独町村がなくなる段階の前の段階でさらに小さなグループが形成されたのは、6グループで、いずれも、同一グループ内の2つ以上の市町村が小グループを形成したものである。結果として合計42グループ（うち、単独町村が8）となった。

### ③ 単独町村がなくなった後の段階（グリーンの線）

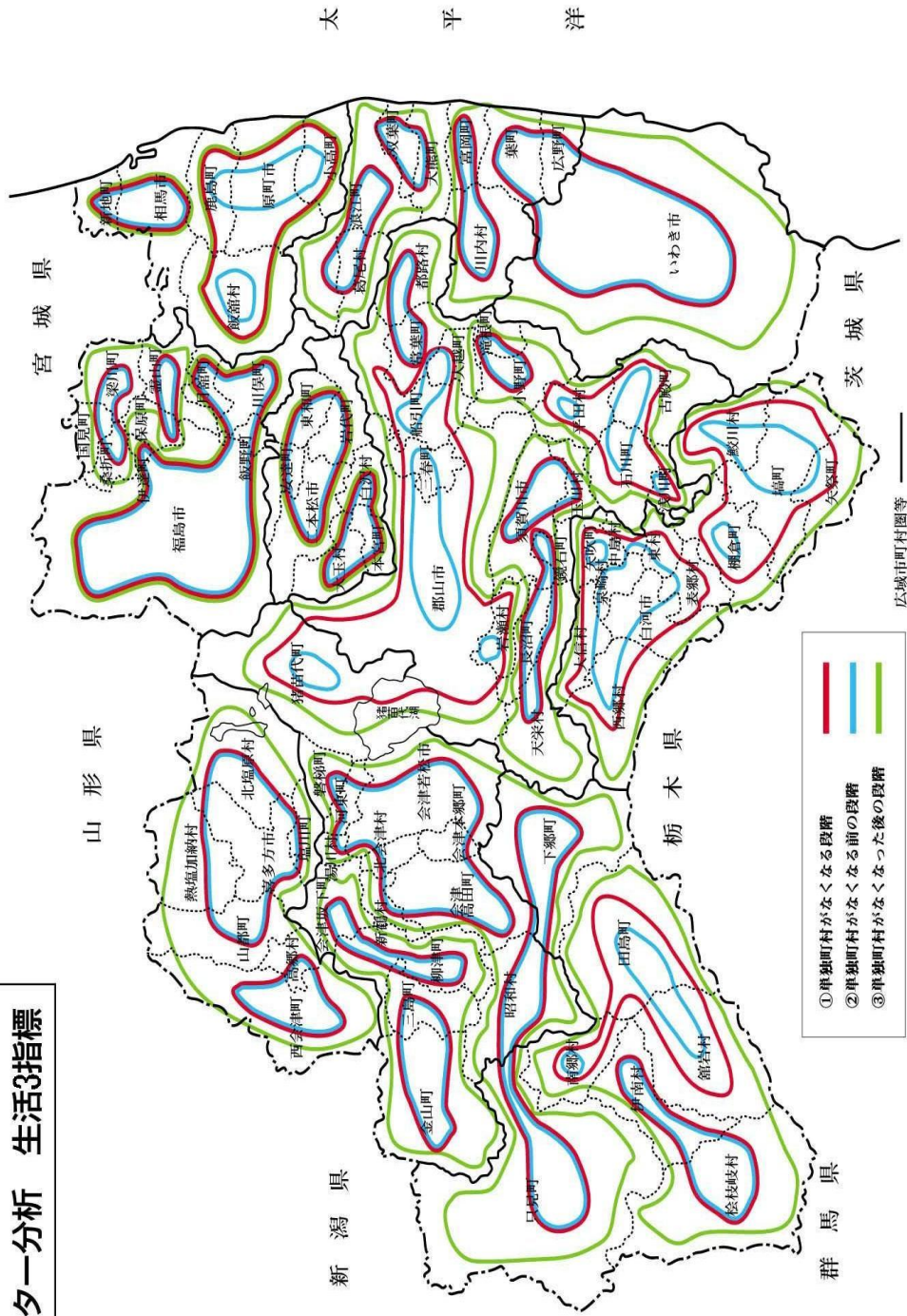
生活指標の場合、単独町村がなくなる段階の後の段階で22グループが統合され、11グループが形成された結果、前段階のグループのままのものとあわせて16グループが形成された。

他の指標の場合、いわき市はこの段階でも単独であるが、生活指標では、双葉郡南部との結びつきが見られた。

生活3指標による分析結果



クラスター分析 生活3指標





### (3) 全指標に基づく分析の結果

#### ① 単独町村がなくなる段階（レッドの線）

全指標に基づく分析の結果、単独町村がなくなる段階で、（単独の市を含め）23グループが形成された。

行政指標、生活指標の場合と異なり、郡山市、いわき市を除く8市はいずれかのグループに属している。

また、生活指標では会津地方以外にも郡を越えて形成されたグループもあるが、全指標では、行政指標と同様に、郡を越えたグループが形成されたのは、会津地方のみである。

#### ② 単独町村がなくなる前の段階（ブルーの線）

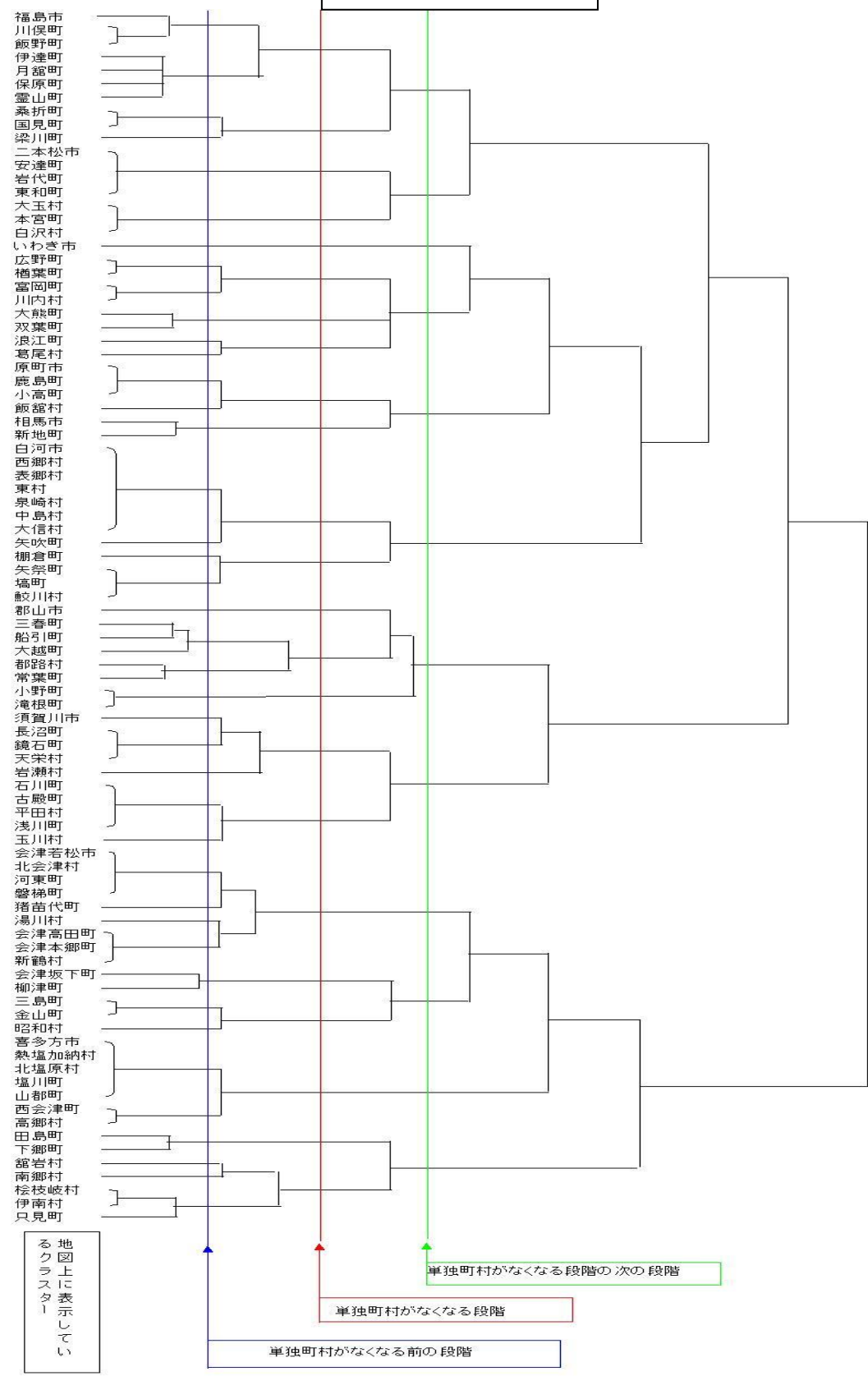
単独町村がなくなる段階の前の段階でさらに小さなグループが形成されたのは、13グループで、いずれも、同一グループ内の2つ以上の市町村が小グループを形成したものである。結果として合計40グループ（うち、単独町村が14）となった。

#### ③ 単独町村がなくなった後の段階（グリーンの線）

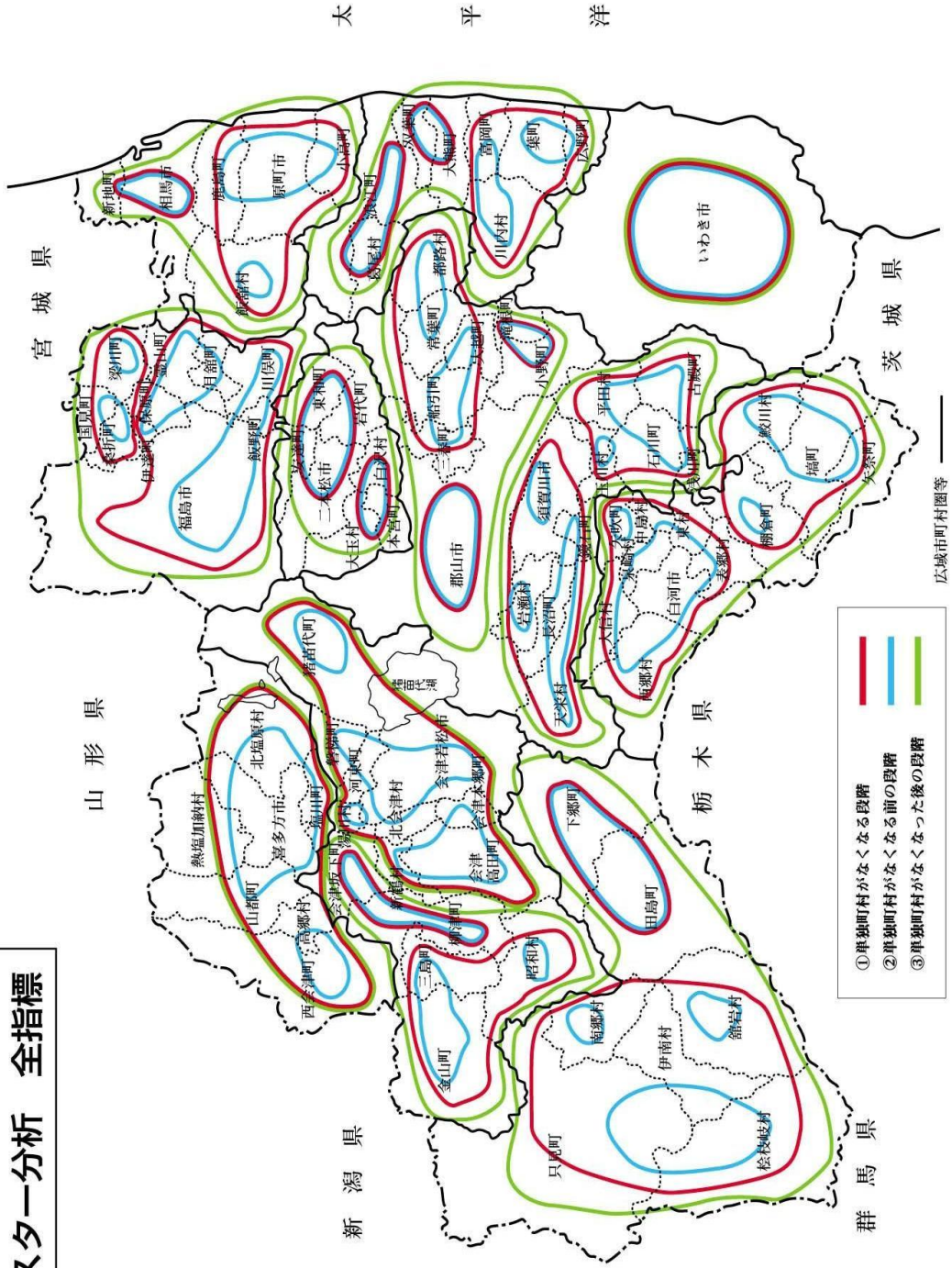
全指標の場合、単独町村がなくなる段階の後の段階で9グループが形成された結果、前段階のグループのままのものとあわせて12グループが形成された。

行政指標、生活指標ではこの段階で16グループを形成しているが、それらとは異なり、広範囲にグループを形成している。

全指標による分析結果



クラスター分析 全指標



太平洋